

遠野市バリアフリーマスタープラン

＜移動等円滑化促進方針＞

【中心市街地周辺地区・国体記念公園市民サッカー場周辺地区】



令和2年2月

遠 野 市

人とのつながりを実感できる 共生のまちをめざして



遠野市長 本田 敏 秋

わが国では、かつて経験したことがない急速な高齢化や人口減少が進んでおり、本市においても、人口に占める65歳以上の人口比率は約40%と、まさに「超高齢化社会」に突入しました。

高齢化により行動が困難になる方や身体に障がいがある方が、自立した社会生活を送ることができる、また、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりは市の責務であります。

このたび、平成30年11月に一部改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「遠野市バリアフリーマスタープラン」を策定いたしました。

本マスタープランは、「人とのつながりを実感できる 共生のまちをめざして」を基本理念に、本市におけるバリアフリー化の推進に係る基本的な方針を定めたものです。

本市は、心とまちのバリアフリー化を推進し、障がいのある人もない人も、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本マスタープランの策定にあたりまして、策定協議会委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、そして、関係団体及び関係機関の皆様から感謝申し上げます。

目次

第1章	バリアフリーマスタープラン策定の背景	
1.	改正バリアフリー法の概要	1
2.	マスタープランの概要	2
3.	マスタープラン策定の背景と目的	3
4.	マスタープランの位置付け及び目標年次	3
第2章	遠野市の概況	
1.	人口の推移	4
2.	公共交通の状況	5
3.	まちづくりの動向	7
第3章	遠野市のバリアフリー化に関する課題	
1.	市民意向調査	13
2.	障がい者へのアンケート調査	17
3.	まち歩き点検	18
第4章	移動等円滑化の基本的な考え方	
1.	基本的な考え方	20
2.	基本方針及び基本理念	20
第5章	移動等円滑化促進地区の設定	
1.	移動等円滑化促進地区設定の基本手順	23
2.	生活関連施設・生活関連経路及び移動等円滑化促進地区の設定	24
3.	移動等円滑化に向けた配慮事項	29
第6章	届出制度	
1.	届出制度の概要	30
2.	届出制度の対象の指定	30
第7章	移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の評価・見直し	
1.	移動等円滑化促進方針の評価について	31
2.	評価体制について	31
資料編		
1.	遠野市バリアフリーマスタープランの策定経過	32
2.	遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会設置要綱	33
3.	遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会等委員名簿	34
4.	まち歩き点検の実施概要と主な意見	35
5.	パブリックコメントの実施結果	43
6.	用語集	44

「障害」及び「障がい」の表記について

- 「法令や条例等に基づく制度名や固有名称」、「組織名」等についてはそのまま表記します。
- 上記以外の一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。

第1章 バリアフリーマスタープラン策定の背景

1. 改正バリアフリー法の概要

平成18（2006）年に旧ハートビル法^{（※1）}と旧交通バリアフリー法^{（※2）}が統合・拡充され、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が制定されて以来、10年以上が経過しました。

※1：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

※2：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

こうした中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることとなり、これを契機として、全ての国民が共生する社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めることが必要となっています。

こうした背景から、平成30（2018）年11月に改正バリアフリー法が施行されました。その概要については以下のとおりです。

<改正バリアフリー法の概要>

【①理念規定／国及び国民の責務】

- 理念規定を設け、バリアフリー取組の実施に当たり、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化
- 国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、「心のバリアフリー」の取組を推進

【②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進】

- エレベーター、ホームドアの整備等のハード対策に加え、駅員による旅客の介助や職員研修等のソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに提示
- 公共交通事業者等に対し、自らが取り組むハード対策及びソフト対策に関する計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け

【③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化】

- 市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定める「マスタープラン制度」を創設
- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定（承継効）制度及び容積率特例制度を創設

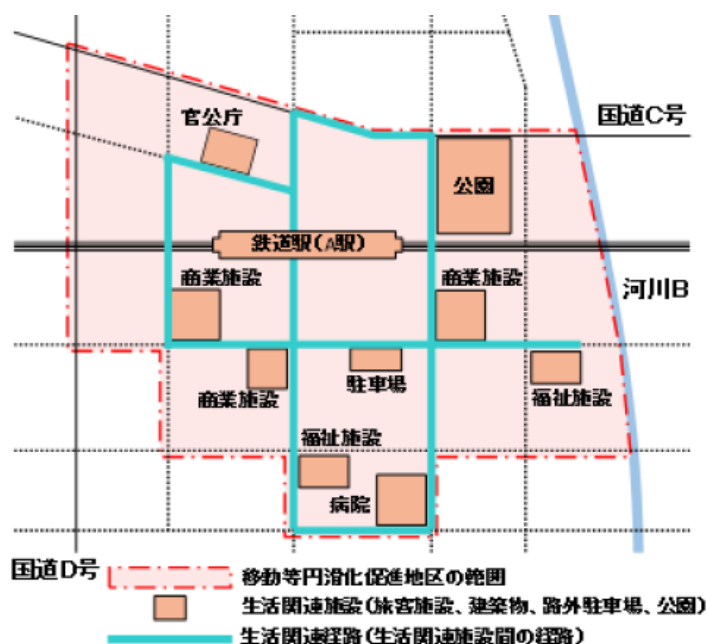
【④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実】

- 従来の路線バス、離島航路等に加え、新たに貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 従来の公共交通機関に加え、新たに道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化
- バリアフリーの取組について、障害者等の参画の下、評価等を行う会議を設置

2. マスタープランの概要

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

本法律で想定された移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）は、旅客施設（駅など）を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する生活関連施設が集まった地区（以下「移動等円滑化促進地区」という。）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。



図：移動等円滑化促進地区のイメージ

〈出典：「移動等円滑化促進に関する基本方針の一部改正について」/国土交通省〉

【マスタープラン策定のメリット】

●事業に関する調整の容易化

- 一定のバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、事業者には事業化に向けた準備期間を設けることができます。

●届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

- 旅客施設と道路の境目等において施設改修等する場合は、事前に市町村に届け出てもらうことで改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図ることができます。

●バリアフリーマップ作成の円滑化

- バリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等は、バリアフリーの状況について、情報提供に努めなければならない旨を規定しており、円滑な情報収集が可能となります。

●道路におけるバリアフリー化に関する交付金の重点配分

- 防災・安全交付金における道路事業について、重点配分の対象となります。

3. マスタープラン策定の背景と目的

市は、法や条例に基づき、行政や事業者がすでにそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体感・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の成立等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携したバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共生社会の実現を目指しており、大会後も見据えた更なるバリアフリー化の進展、また心のバリアフリー化に向けた取組が必要となっています。

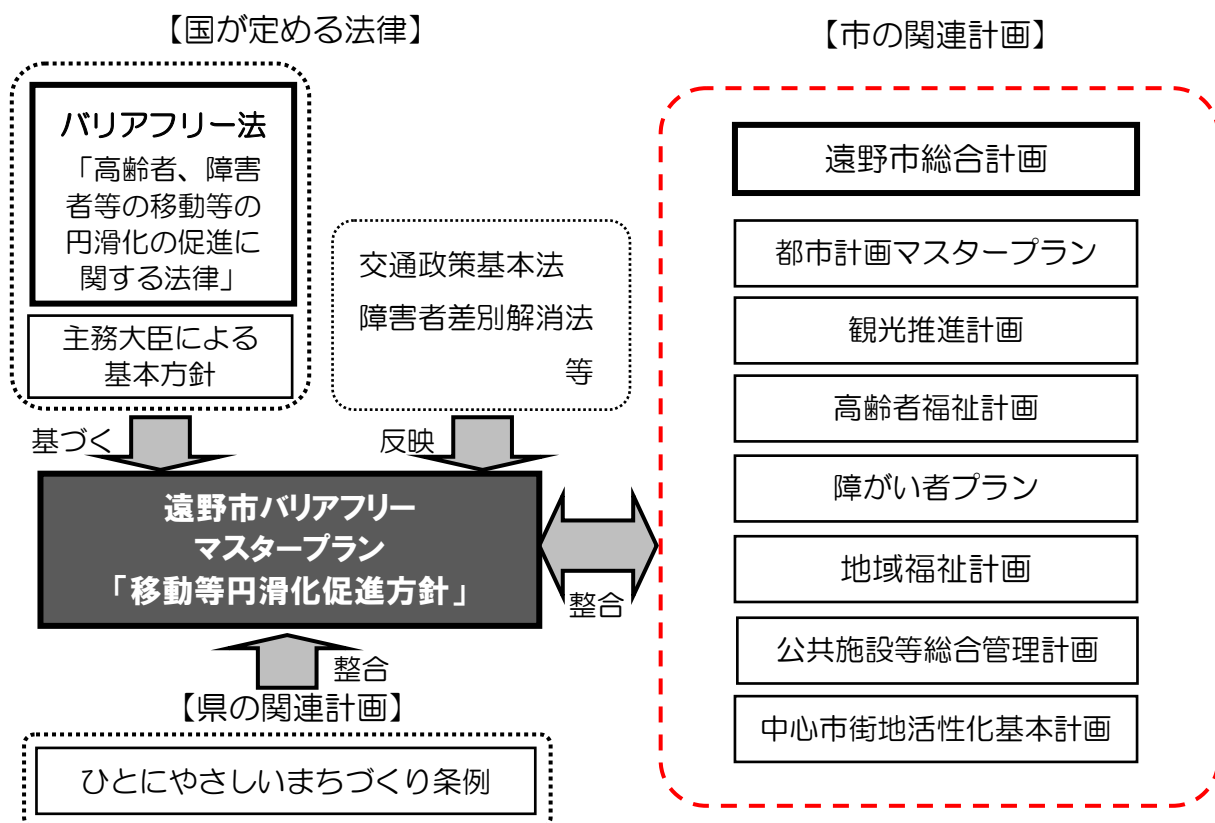
これらの状況を踏まえ、行政・住民・事業者等が一体となってマスタープランを策定し、共通の方針に基づいた重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することとします。

4. マスタープランの位置付け及び目標年次

本マスタープランは、「遠野市総合計画」の将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向けて策定します。

また、バリアフリー法、交通政策基本法、障害者差別解消法等の関連法との整合を図るとともに、遠野市障がい者プラン、遠野市都市計画マスタープラン等の市の関連計画と連携した事業・取組を推進します。

なお、マスタープランの目標年次は、遠野市総合計画の計画期間との整合性を考慮し、5年後の令和7年度（2025年）に設定します。



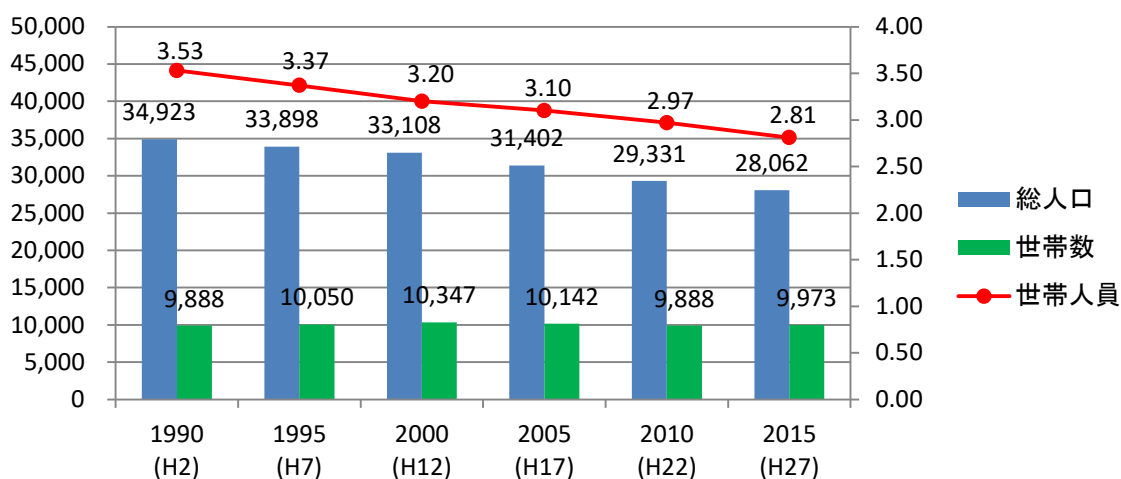
図：マスタープランの位置づけ

第2章 遠野市の概況

1. 人口の推移

(1) 人口・世帯

平成27年国勢調査によると、本市の人口は、28,062人で、依然として減少傾向が続いています。世帯数は9,973世帯で、一世帯当たりの人員は2.81人と、どちらも減少傾向です。

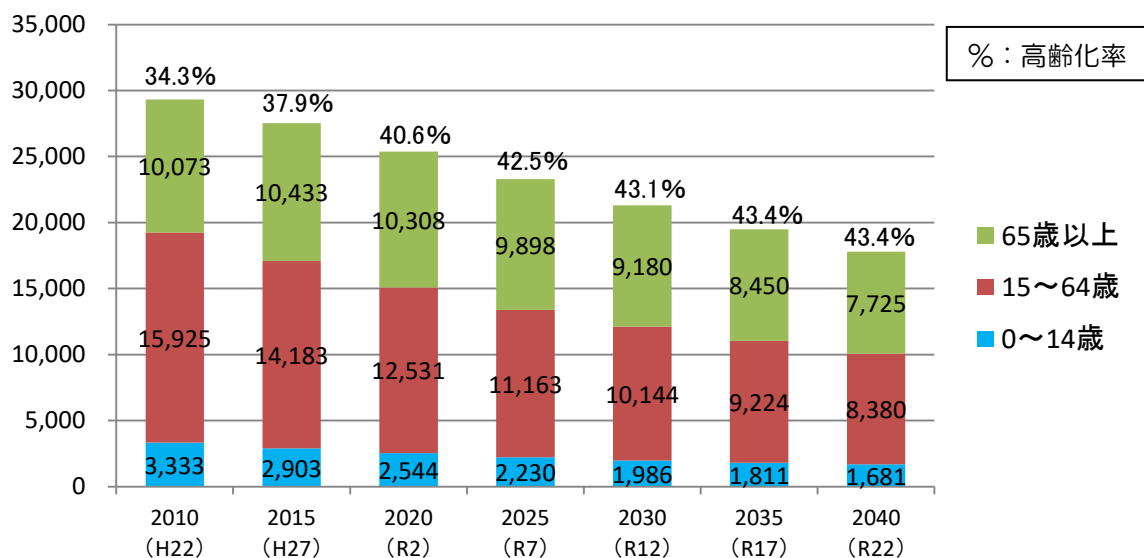


図：遠野市の人口及び高齢化率の推移（人、世帯）

〈出典：国勢調査〉

(2) 年齢別人口の推移（3区分）

年齢別人口の将来見通しにおいては、令和7年には、人口が24,000人を割り込み、令和17年には、概ね2人に1人が高齢者となります。



図：遠野市の年齢別人口の将来見通し及び高齢化率の推移（人）

〈出典：まち・ひと・しごと創生総合戦略〉

(3) 障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、総人口の5%となっており、全国平均より高い割合となっています。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、全国平均以下となっています。

	遠野市	全国
身体障害者手帳所持者数	1,418	4,360,000
	5.0%	3.4%
療育手帳所持者数	258	1,082,000
	0.9%	0.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	168	3,924,000
	0.6%	3.1%

注：％は総人口に対する割合

図：障害者手帳所持者の状況（2016（H28）年度）（人、％）

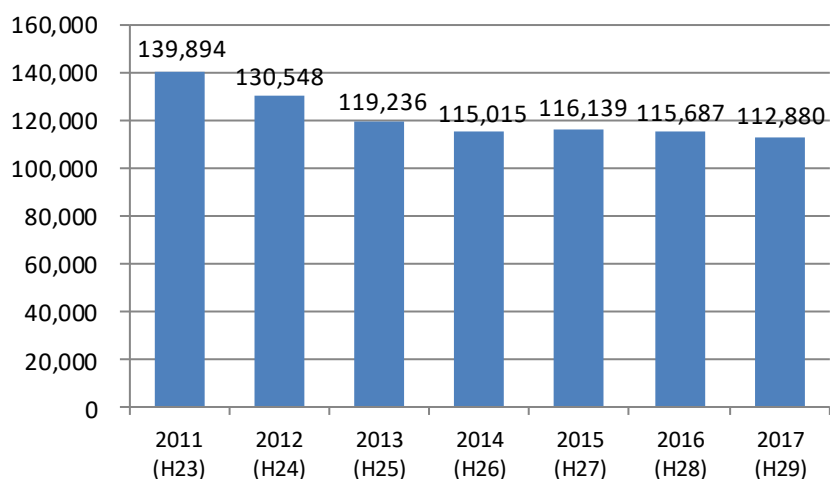
〈出典：遠野市障がい者プラン 2018〉

2. 公共交通の状況

(1) 鉄 道

鉄道路線は花巻市と釜石市を結ぶJR釜石線が東西に走っています。本市の中心駅である遠野駅の乗車人員は年々減少傾向を続けており、平成29年時点で約11.3万人／年となっています。

車内には、車いすスペースが設置されています。



図：遠野駅の乗車人員の推移（人/年）

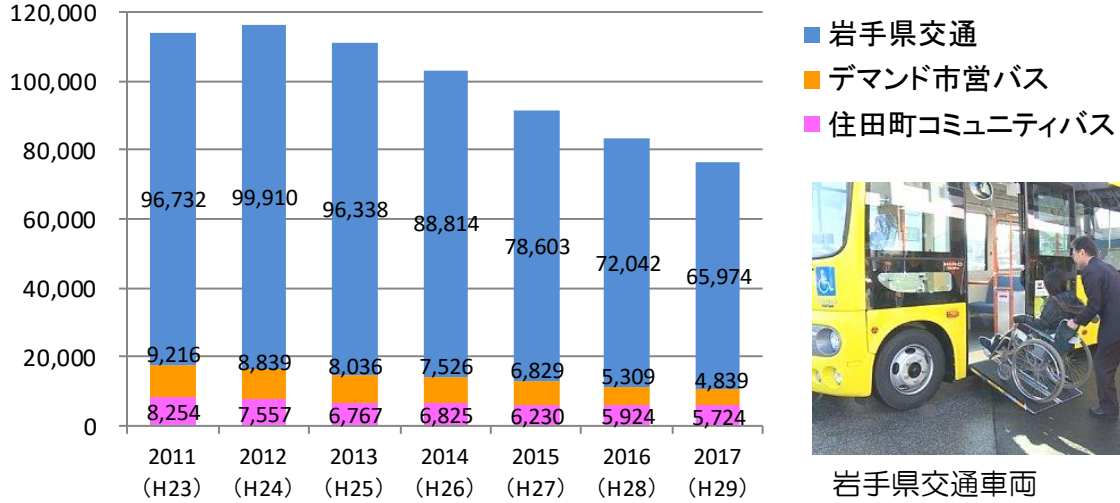
〈出典：東日本旅客鉄道株式会社公表データ〉

(2) バス

バス路線は、中心市街地及び国体記念公園市民サッカー場周辺を要所として運行されています。

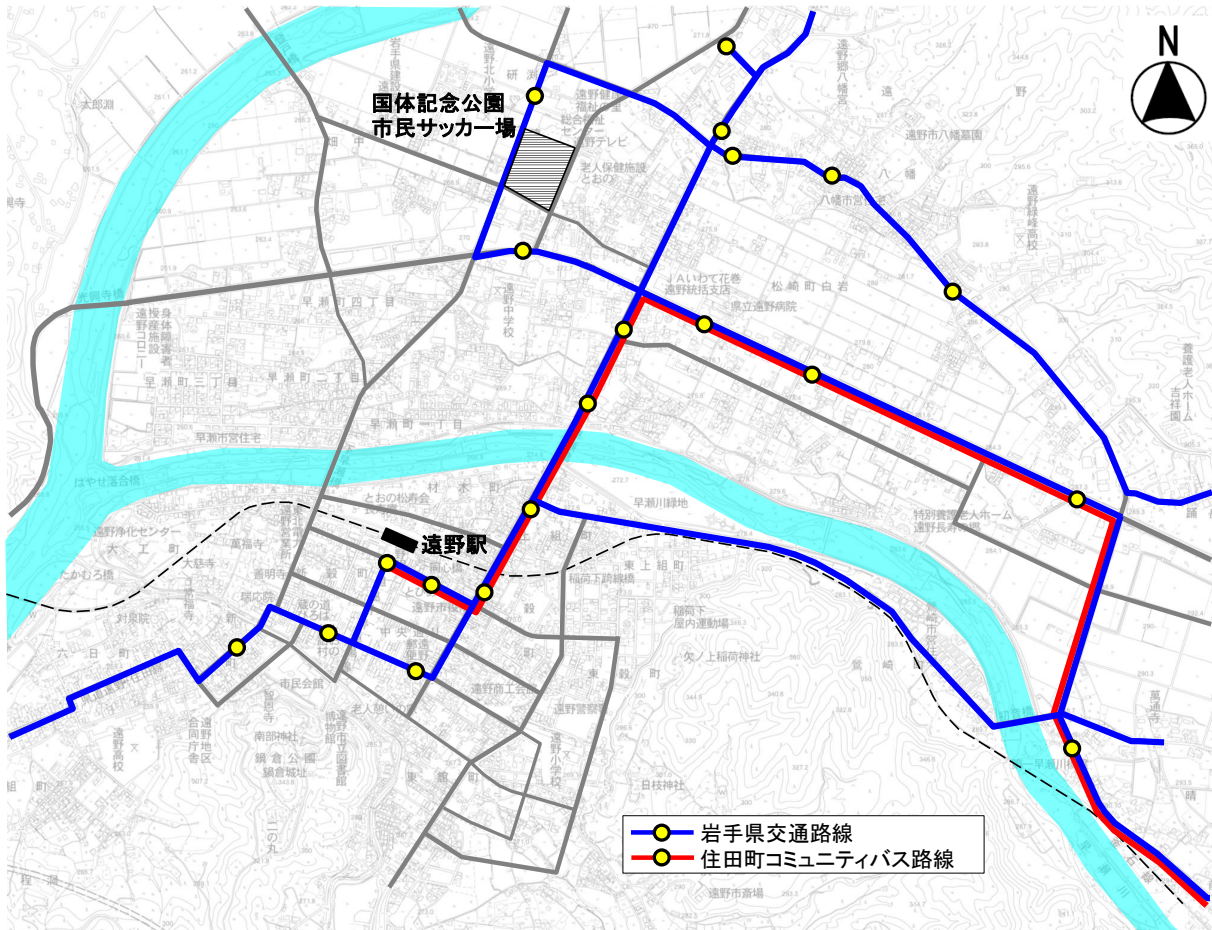
バス利用者数は、平成 24 年度以降、減少傾向にあります。

岩手県交通などは、一部の車両で車いすの利用にも対応しています。



図：バス利用者数の推移（人/年）

〈出典：遠野市統計書〉

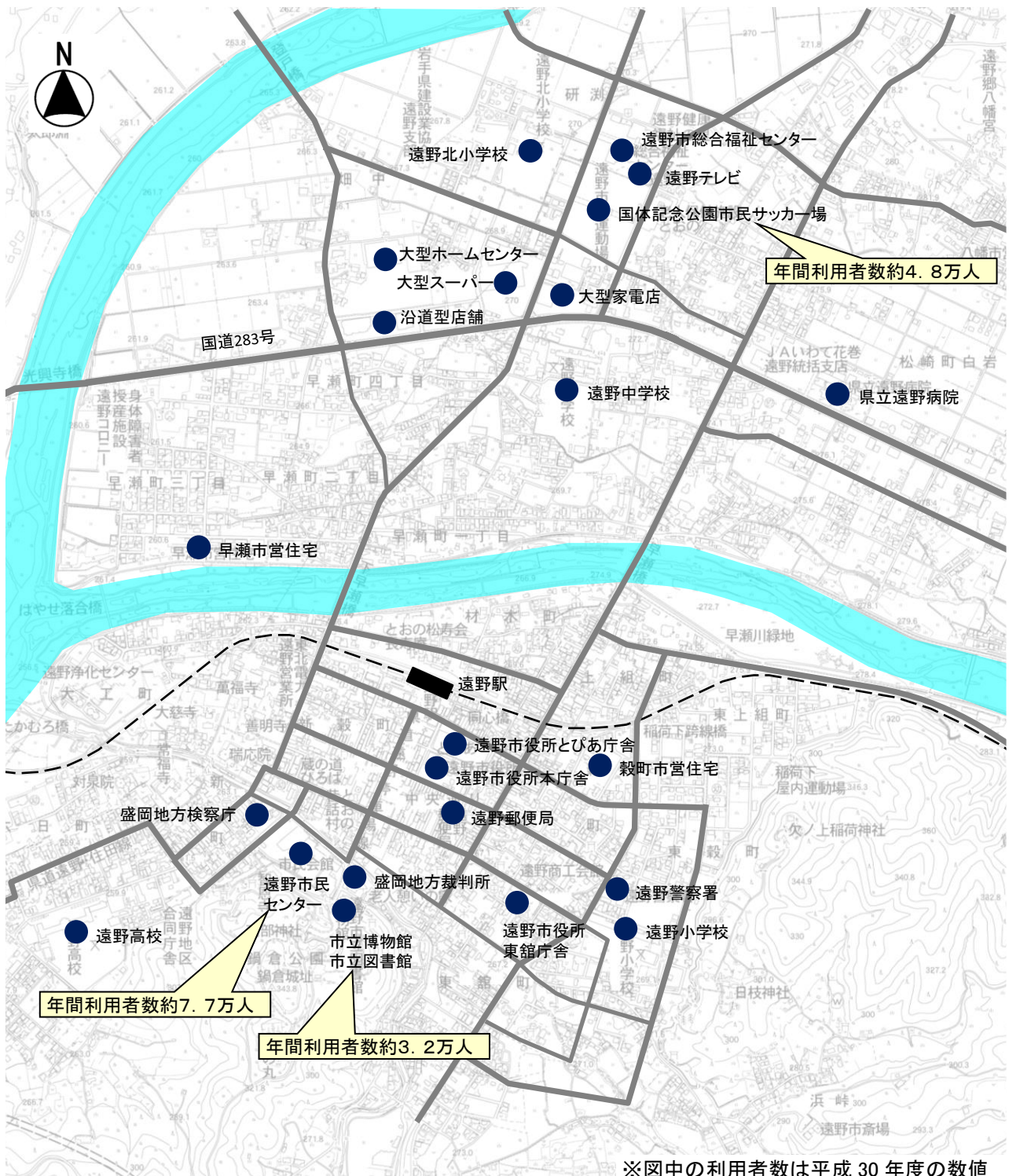


図：バス路線

3. まちづくりの動向

(1) 主な都市機能

主な都市機能は下図のとおりであり、大部分が遠野駅周辺の中心市街地及び一般国道283号バイパス周辺に集積しています。特に、遠野市民センターや国体記念公園市民サッカー場、市立図書館、市立博物館などの教育・文化施設は、市の総人口を上回る年間利用者数となっています。



※図中の利用者数は平成30年度の数値

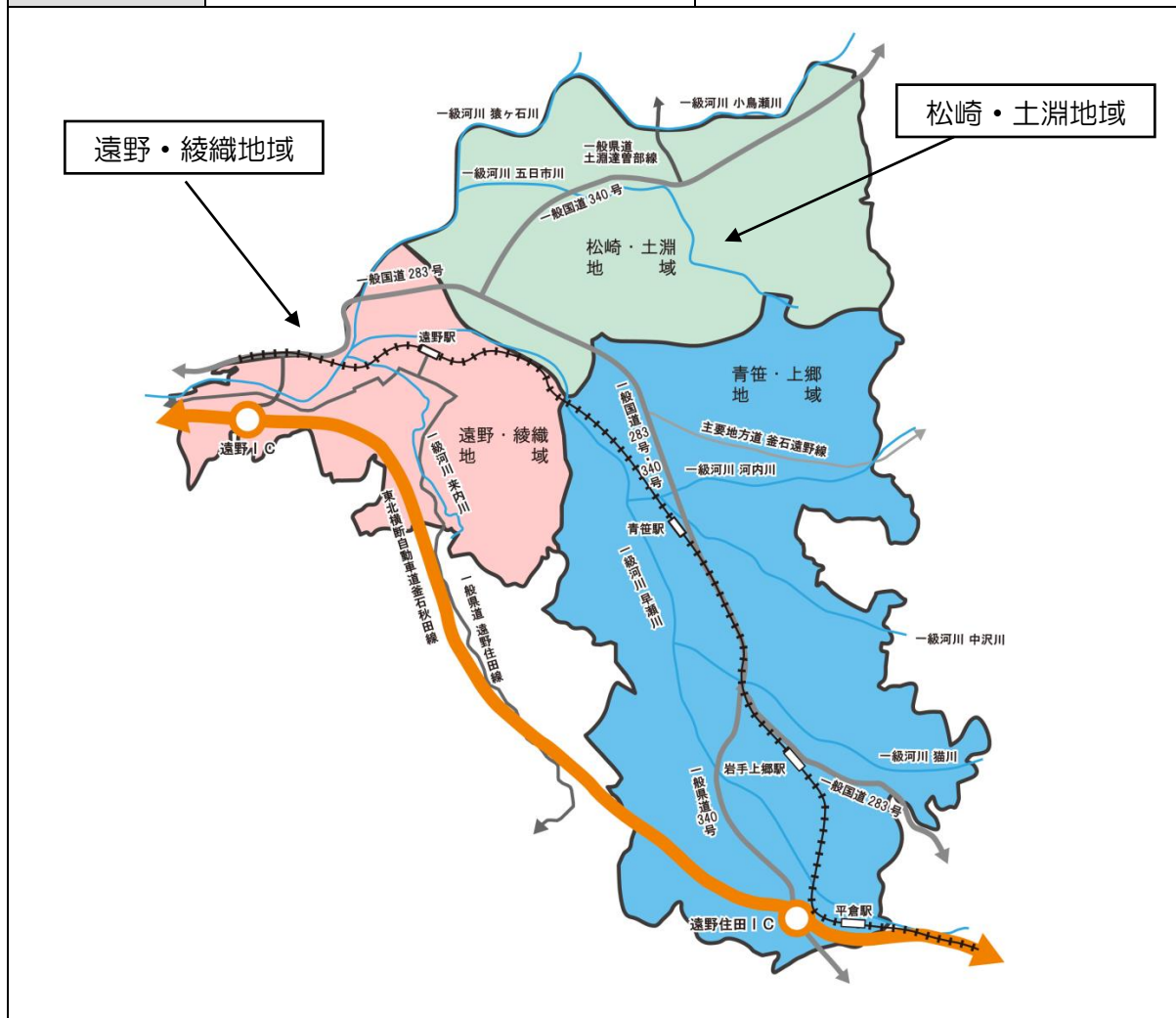
図：主な都市施設

(2) 中心市街地等のまちづくり方針

都市計画マスタープランにおいて、「遠野・綾織地域」、「松崎・土淵地域」のまちづくり構想において、まちづくりに関する方針を以下のように示しています。

■まちづくりに関する方針

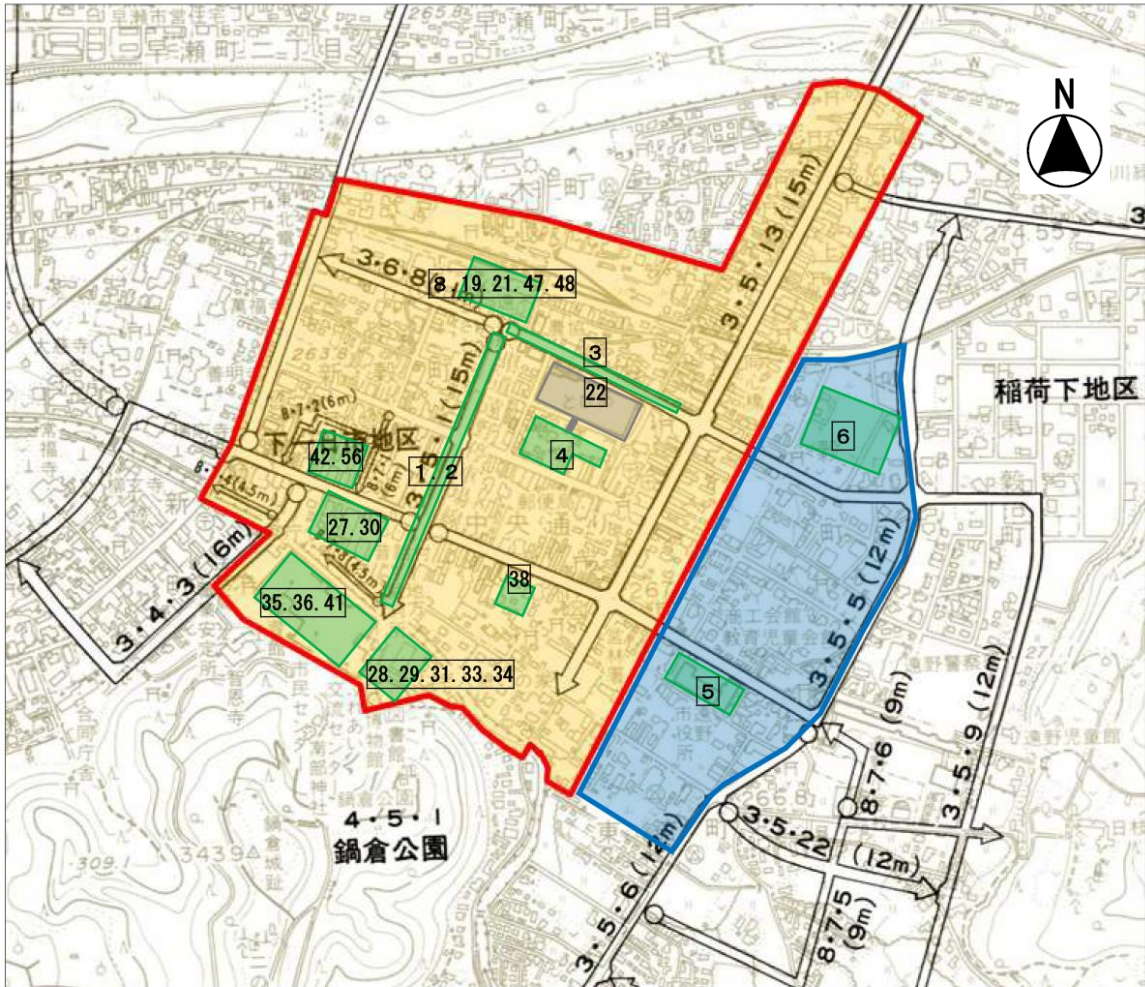
	遠野・綾織地域	松崎・土淵地域
土地利用の方針	蔵の道公園、東館公園などの街区公園やその他の公園については、利用者ニーズや利便性、地域特性に対応しつつ、将来的な維持管理費用も踏まえた施設の更新などを検討し、安全性を確保します。	老朽化による建て替え予定の八幡市営住宅（第1・2）や早瀬市営住宅においては、定住促進に向けた子育て世帯や高齢者などの利用に配慮し、地元産材を活用した人にやさしい住宅整備を進めます。
交通体系の整備方針	遠野駅周辺のユニバーサルデザイン化を推進し、利便性の向上を図ります。 住民の生活交通であるバスにおいては、住民だけでなく観光客の重要な交通手段であり、高齢、福祉社会への対応や観光客の二次交通の確保など、効率的な運行に向け、総合交通体系の確立を目指します。	住民の生活交通であるバスにおいては、住民だけでなく観光客の重要な交通手段であり、高齢、福祉社会への対応や観光客の二次交通の確保など、効率的な運航に向け、総合交通体系の確立を目指します。



〈出典：都市計画マスタープラン〉

(3) 中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画において、中心市街地活性化のための官民協働の事業が以下のように位置付けられています。



※黄：前期中心市街地活性化基本計画区域 青：後期中心市街地活性化基本計画における追加区域

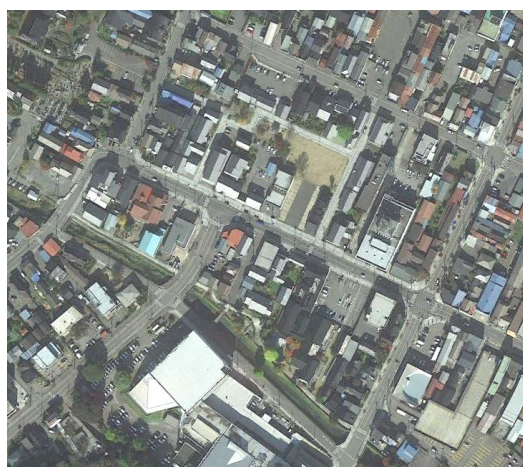
No.	事業名	実施場所	No.	事業名	実施場所
1	地域生活基盤施設(遠野駅前通りポケットパーク)整備事業	位置図参照	30	とおの物語の館夜神楽公演事業	位置図参照
2	高質空間形成施設(県道遠野停車場線他)整備事業	位置図参照	31	遠野文化フォーラム	位置図参照
3	道路(市道新穀町通り線)整備事業	位置図参照	32	語り部1000人プロジェクト事業	区域全域
4	本庁舎整備事業	位置図参照	33	遠野学会	位置図参照
5	子育て支援環境(わらすっこの城)整備事業	位置図参照	34	市民講座	位置図参照
6	公営住宅等整備事業(穀町地区)	位置図参照	35	市民の舞台・遠野物語ファンタジー	位置図参照
7	まちづくりポイントカードシステム導入事業	区域全域	36	遠野市民芸術祭	位置図参照
8	遠野駅前周辺整備事業	位置図参照	37	遠野テレビ・インターネットを活用した情報発信	区域全域
9	街路灯LED化整備事業	区域全域	38	三田屋プロジェクト(遠野みらい創りカレッジ関連事業)	位置図参照
10	後継者育成事業	区域全域	39	しゃべCAFÉ	区域全域
11	チャレンジショップ整備業務	区域全域	40	観光音声ガイドサービス開き旅	区域全域
12	商店街活動助成事業	区域全域	41	かんたんおもてなし英語教室	位置図参照
13	ファサード改修費助成事業	区域全域	42	遠野ホップ収穫祭、ビアフェスティバル	位置図参照
14	空き店舗家賃助成事業	区域全域	43	遠野まちあるき(ぶら遠野)	区域全域
15	空き店舗改修費助成事業	区域全域	44	観光Wi-Fi対応事業	区域全域
16	空き家・空き店舗の情報提供事業	区域全域	45	インバウンド推進事業	区域全域
17	遠野市SL停車場プロジェクト事業	区域全域	46	まちゼミ事業	区域全域
18	街コン「燃える遠コン」	区域全域	47	観光交流センター(旅の蔵)観光案内事業	位置図参照
19	駅前ハケツでジギスカン	位置図参照	48	レンタサイクル事業	位置図参照
20	ちよい飲み遠野ではじこ酒	区域全域	49	遠野ふるさと観光ガイド	区域全域
21	駅前青空フリーマーケット	位置図参照	50	若者定住家賃補助	区域全域
22	とびあ増販増客事業	位置図参照	51	福祉タクシー事業	区域全域
23	地域ブランド認証事業	区域全域	52	とびあ無料バス事業	区域全域
24	経営発達支援事業	区域全域	53	廃止路線代替デマンドバス運行事業	区域全域
25	遠野町家のひなまつり開催事業	区域全域	54	低料金バス運行事業	区域全域
26	まちなか馬車運行事業	区域全域	55	まつりイベントによる賑わいづくり	区域全域
27	とおの物語の館語り部体験事業	位置図参照	56	産業まつり	位置図参照
28	遠野市立博物館特別展	位置図参照	57	遠野じんぎすかんマラソン	区域全域
29	図書館博物館教室	位置図参照			

図：中心市街地活性化基本計画における事業

〈出典：中心市街地活性化基本計画〉

(4) 面整備事業

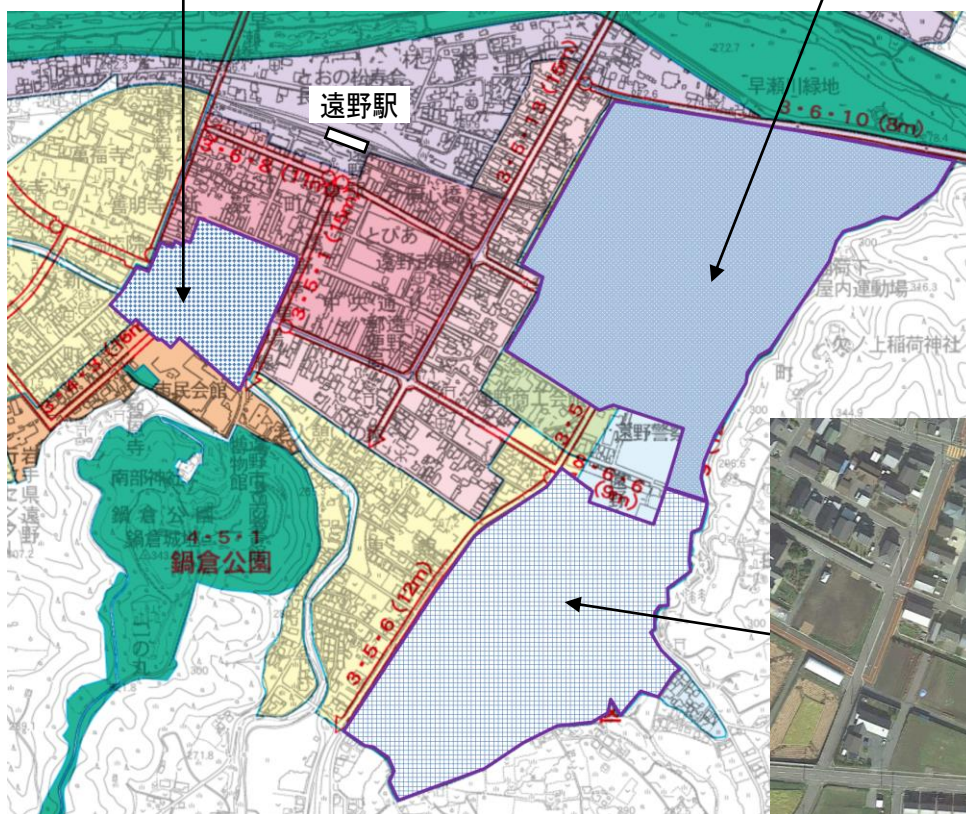
中心市街地周辺においては、3地区の土地区画整理事業が施行されており、バリアフリーにも配慮された良好な市街地が形成されています。



下一日市地区土地区画整理事業
・面積 5.1ha



稲荷下地区土地区画整理事業
・面積 26.7ha



稲荷下第二地区土地区画整理事業
・面積 19.7ha

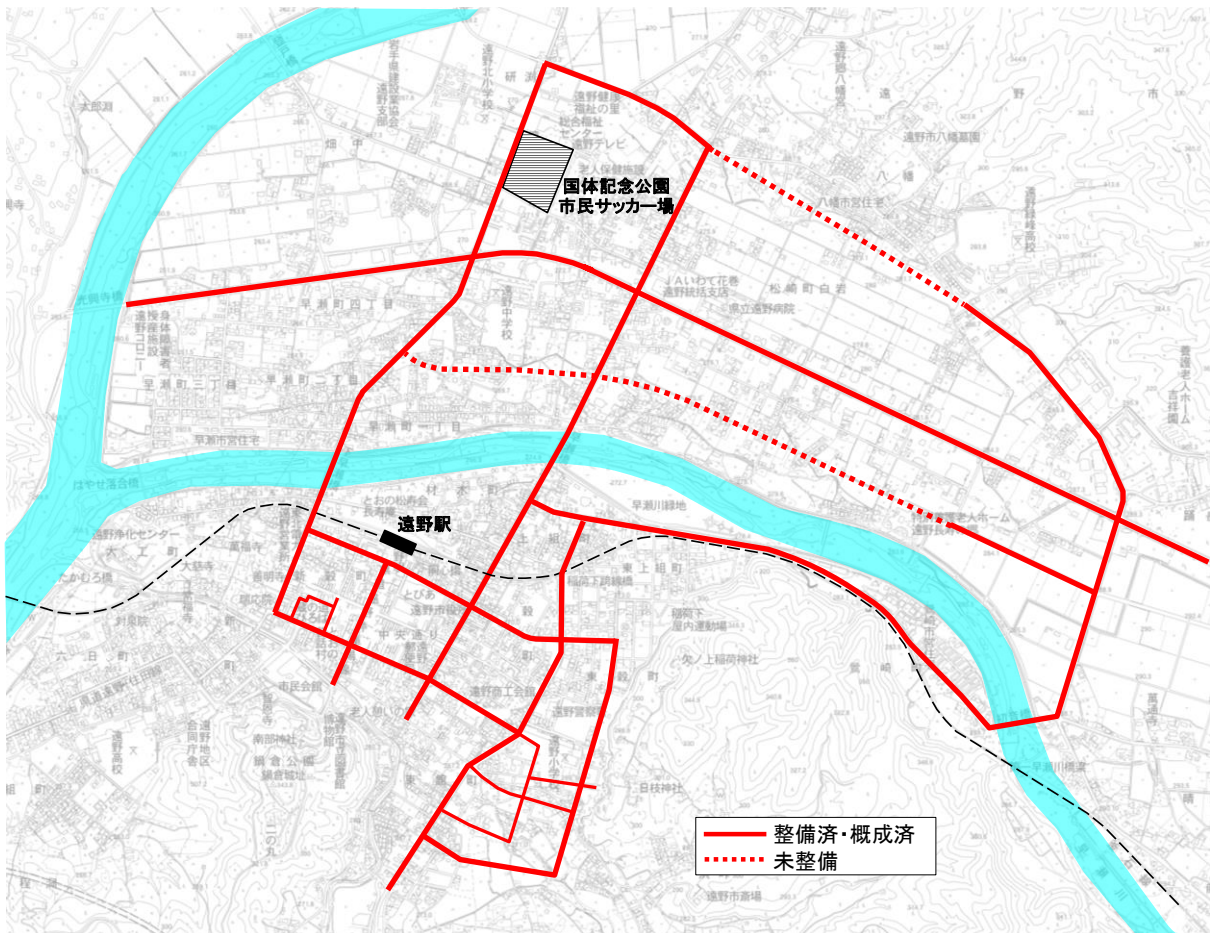
図：土地区画整理事業位置（平成 29 年度完了）

(5) 都市計画道路整備

本市の都市計画道路は、全部で 23 路線あります。都市計画決定の総延長は 33.04km で、整備済（改良済）延長が 21.19km（64.1%）、概成済※9.47km（28.7%）、未着手 2.38km（7.2%）となっています。

中心市街地及び国体記念公園市民サッカー場周辺の都市計画道路は、概ね整備されています。

※概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道区間（概ね計画幅員の 2/3 以上または 4 車線以上の幅員を有する道路の区間）



図：中心市街地周辺の都市計画道路整備状況（平成 31 年 3 月時点）



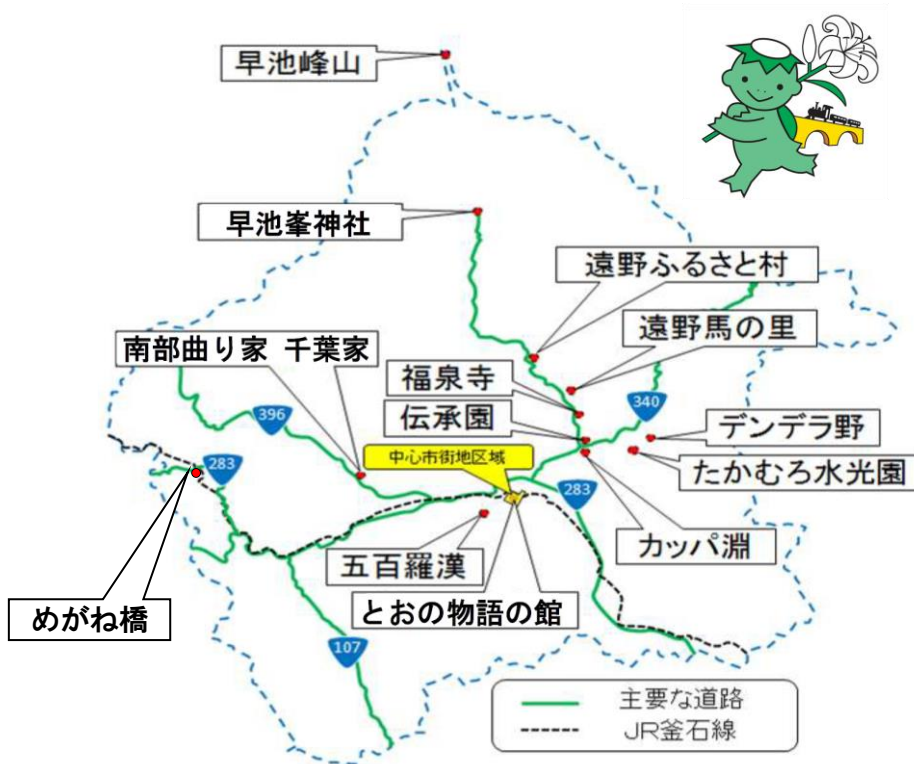
8・7・1 仲町下一日市線



3・5・7 大工町蓮田線

(6) 観光振興

市内には県内有数の観光地が分布しており、毎年 200 万人前後の観光客を招いていましたが、平成 24 年度以降、年間 200 万人を割り込み、減少傾向です。



とおの物語の館

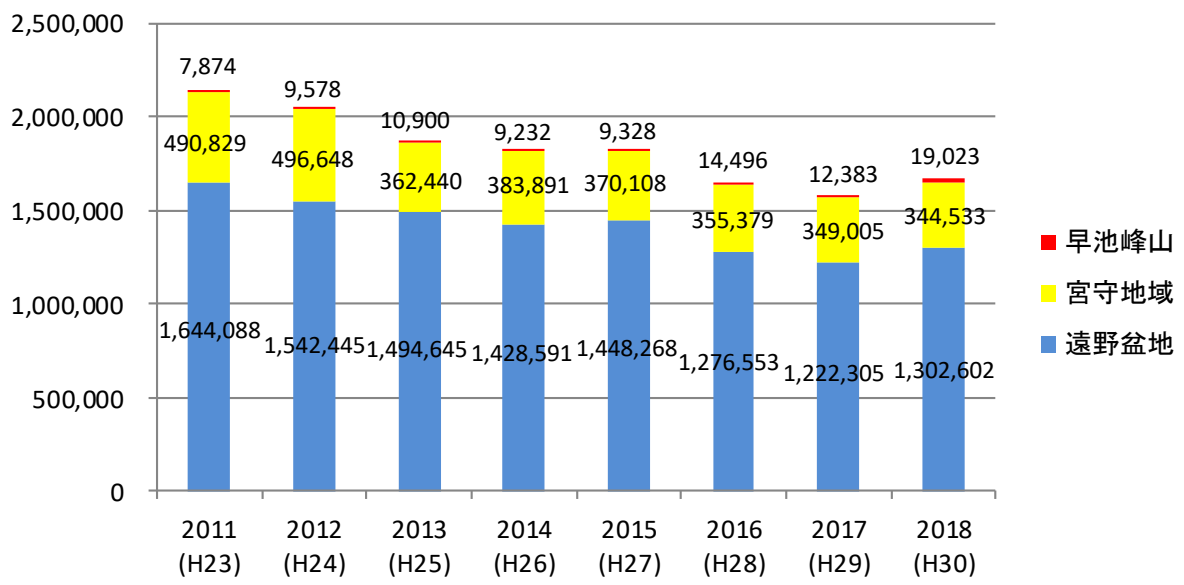


カッパ淵



南部曲り家 千葉家

図：市内の主要観光地



図：遠野市観光客入込数推移（人/年）

〈出典：遠野市統計書〉

第3章 遠野市のバリアフリー化に関する課題

1. 市民意向調査

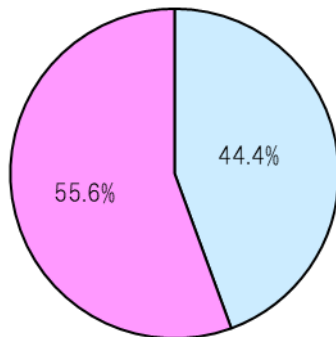
(1) 調査概要

本アンケートは、遠野市都市計画マスタープランの見直しに向けて、本市全域を対象に市民のまちづくりに対するニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施したものです。

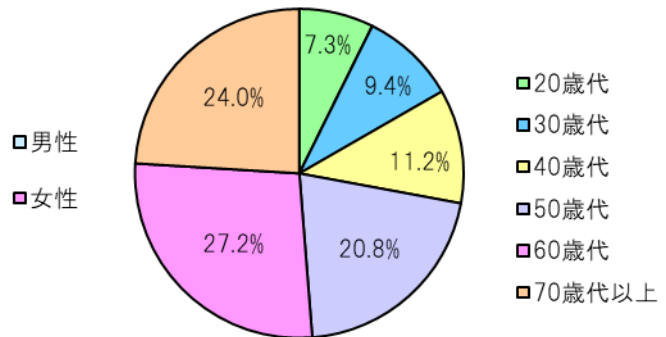
項目	内容
配布対象者	20歳以上の市民
抽出方法	無作為抽出
実施時期	平成25年10月～11月
標本数	1,000票
回収票数	437票
回収率	43.7%
標本誤差	3.6%

図：配布・回収状況

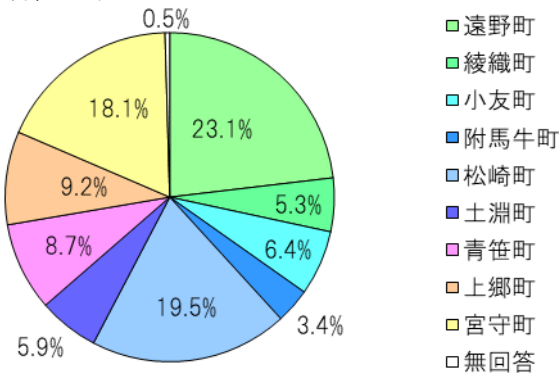
○ 性別



○ 年齢



○ 居住地域

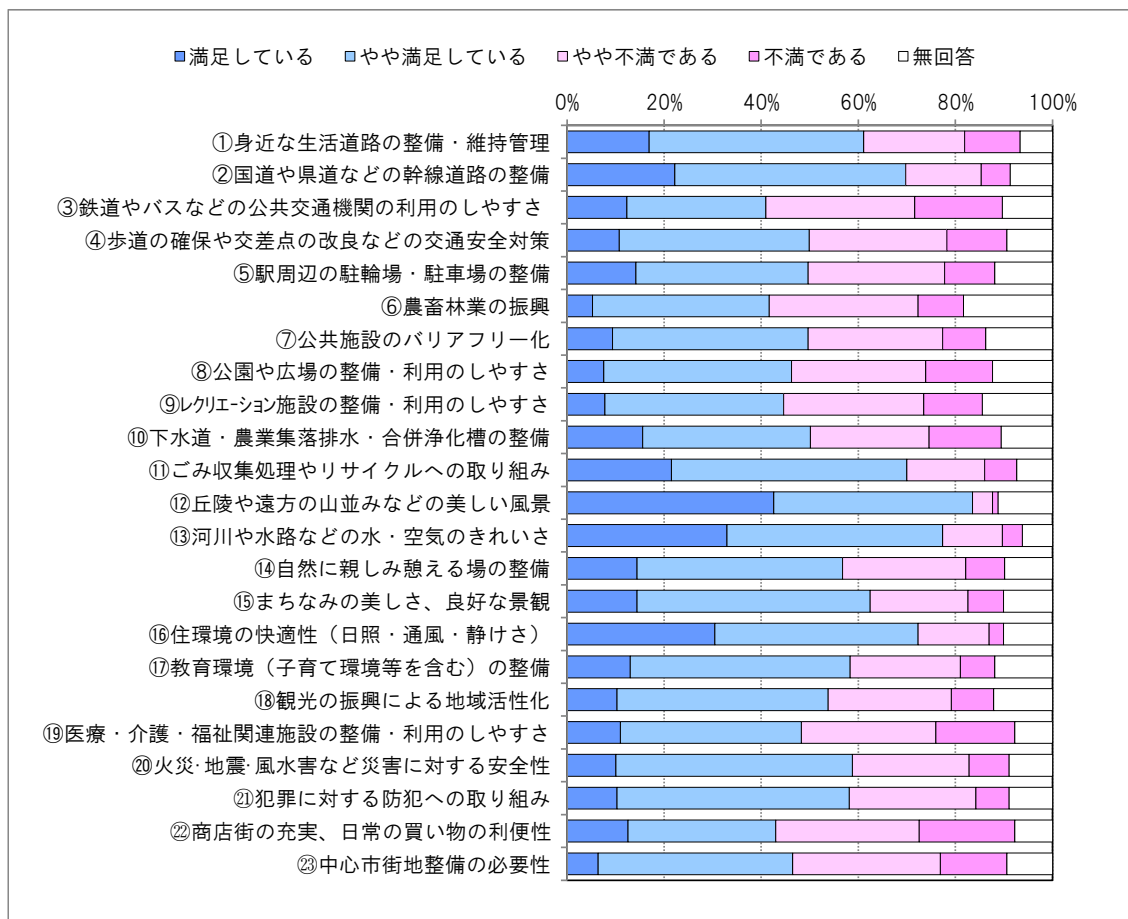


図：アンケート回答者の属性

(2) 主な調査結果

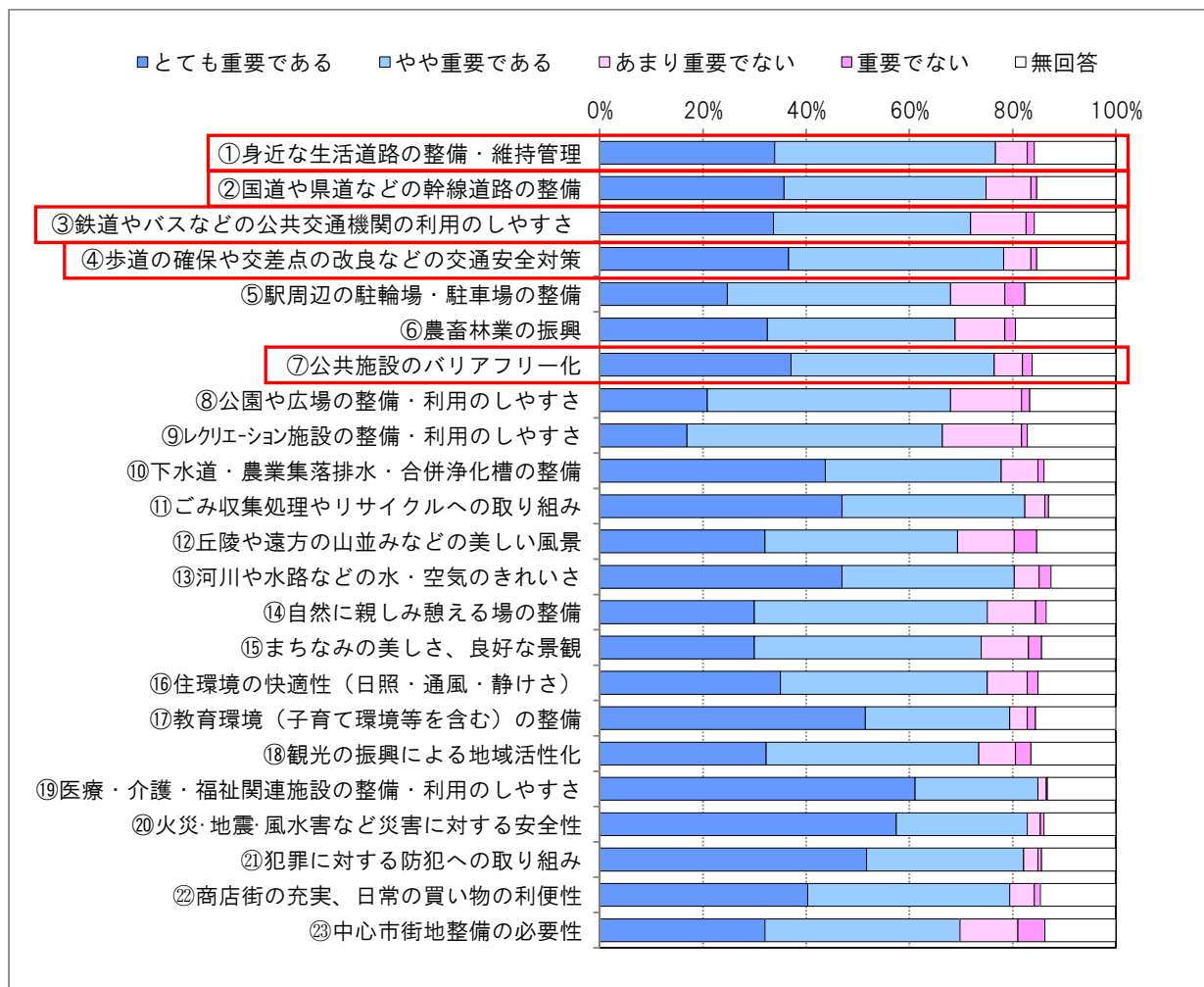
ア 地域の現状に対する満足度

今後のまちづくりにおいては、幹線道路及び生活道路の整備や公共交通機関の利便性、中心市街地整備の必要性などについて満足度が低くなっています。



イ 今後のまちづくりにおける重要度

今後のまちづくりにおいては、幹線道路及び生活道路の整備や公共交通機関の利便性、公共施設のバリアフリー化など、比較的高い重要性が示されています。



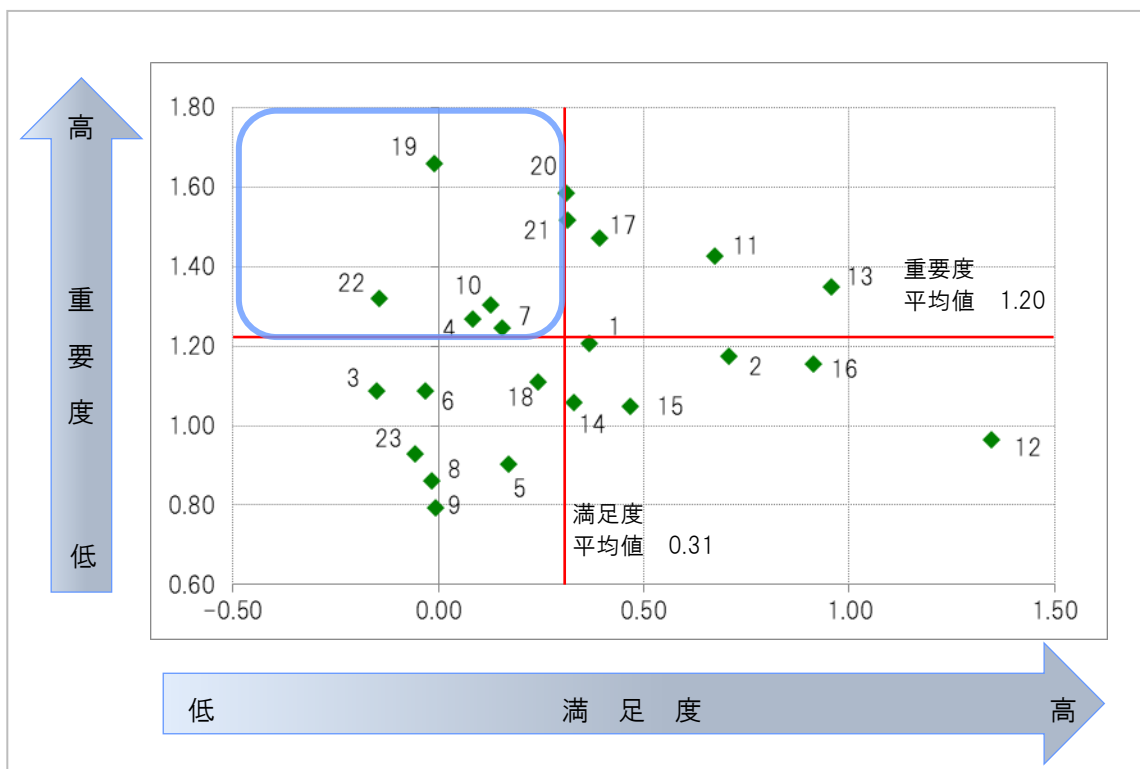
ウ 今後のまちづくりにおける優先度

「ア 地域の現状に対する満足度」と「イ 今後のまちづくりにおける重要度」を点数化し、平均値を基準（満足度：0.31、重要度：1.20）に、満足度が低くかつ重要度が高い項目を、今後市として重点的に取り組むべき項目として抽出しました。

今後のまちづくりにおける優先度の高い項目の一つとして、「④歩道の確保や交差点の改良などの交通安全対策」「⑦公共施設のバリアフリー化」が抽出されています。

【今後のまちづくりにおける優先度の高い項目】

- ④歩道の確保や交差点の改良などの交通安全対策
- ⑦公共施設のバリアフリー化
- ⑩下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備
- ⑲医療・介護・福祉関連施設の整備・利用のしやすさ
- ⑳火災・地震・風水害など災害に対する安全性
- ㉑犯罪に対する防犯への取り組み
- ㉒商店街の充実、日常の買い物の利便性



※点数計算式

- 「満足している」及び「とても重要である」 : 2
- 「やや満足している」及び「やや重要である」 : 1
- 「不満ある」及び「あまり重要でない」 : -2
- 「やや不満である」及び「重要でない」 : -1
- 「無回答」 : 0

●各設問に対する満足度：満足度の合計／有効回答数

○各設問に対する重要度：重要度の合計／有効回答数

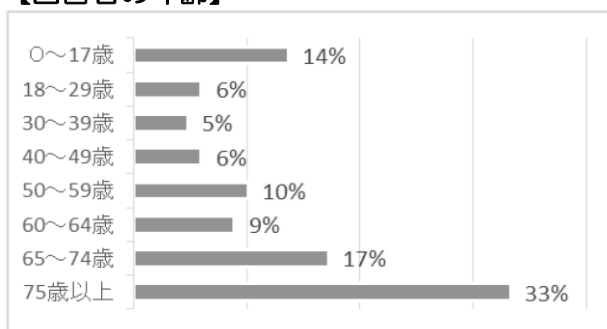
2. 障がい者へのアンケート調査

本アンケートは、遠野市障がい者プラン 2018 の策定に当たり、平成 29 年9月に実施したものです。

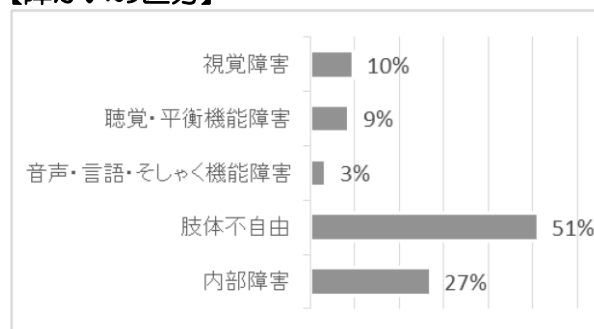
■配布・回収状況

項目	内容		
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳保健福祉手帳の所持者及び特定医療費（指定難病）受給者証所持者		
抽出方法	無作為抽出	実施時期	平成 29 年 9 月～10 月
標本数	300 票	回収票数	174 票（回収率 58.0%）

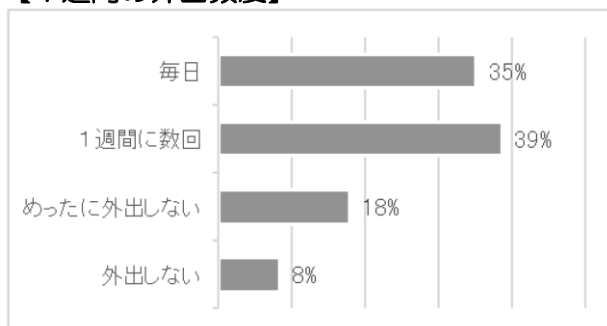
【回答者の年齢】



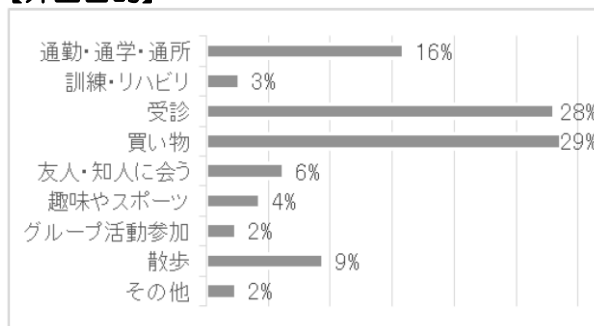
【障がいの区分】



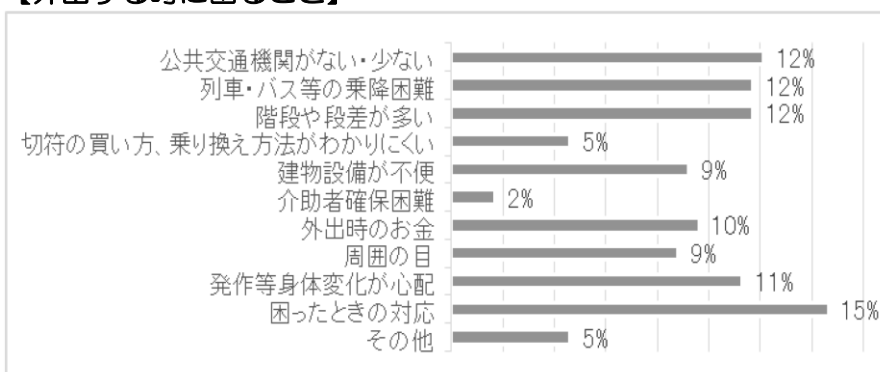
【1週間の外出頻度】



【外出目的】



【外出する時に困ること】



【アンケート結果から】

- 高齢の方が多く、日頃の外出頻度が高いこと、その目的は通院や買い物が多い。
- 外出する時に困ることは、移動に関すること及び困ったときにどうしたらよいかといったことが伺えます。

3. まち歩き点検

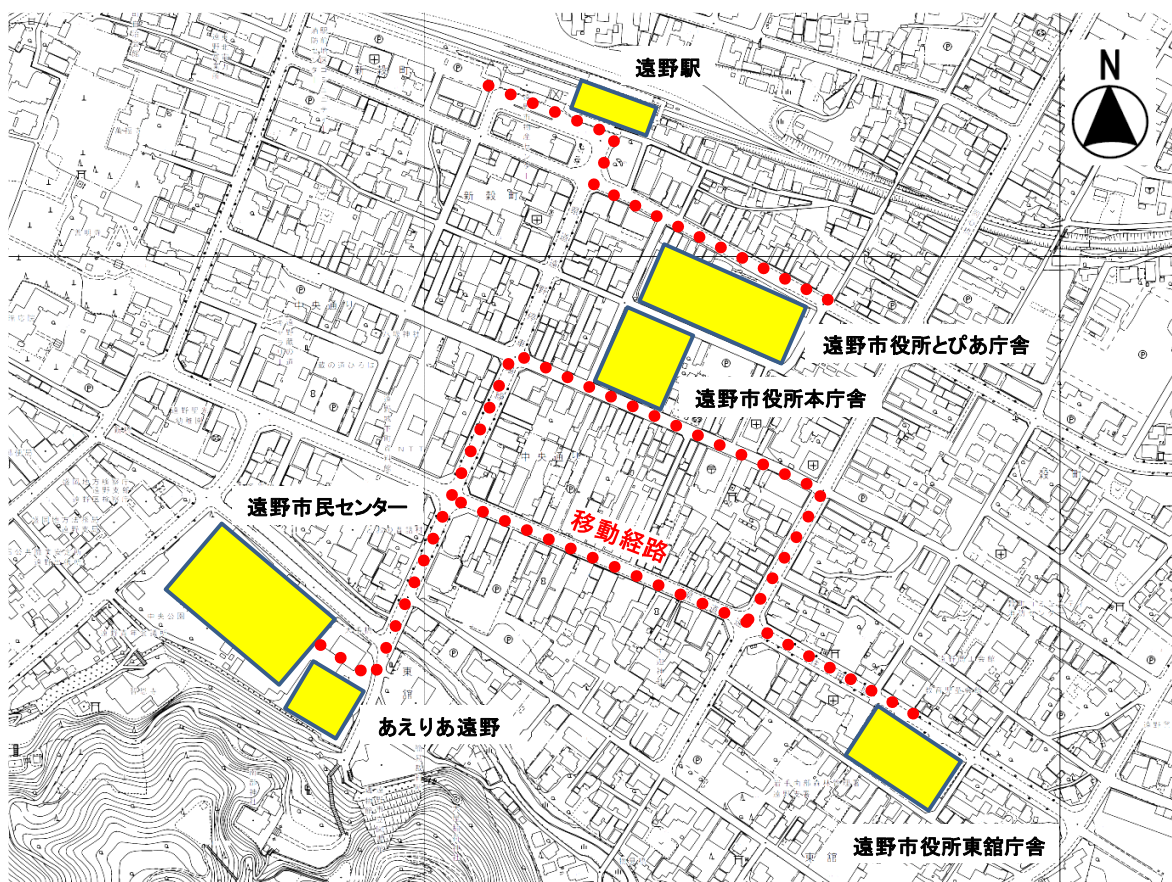
(1) 実施概要

中心市街地周辺において、バリアフリーに関する課題を抽出すべく、高齢者や障がい者の視点から「まち歩き点検」を行いました。



■まち歩き点検実施概要

実施日	令和元年 10月31日(木) 天候：晴れ
参加者	<ul style="list-style-type: none"> 遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会、遠野市バリアフリーマスタープラン策定メンバー構成団体 オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 (富士通エフ・オー・エム(株))
点検場所	3班に分かれて次の施設及び周辺道路の点検を実施 <ul style="list-style-type: none"> JR遠野駅構内 中心市街地及び主要施設(市役所庁舎、市民センター、あえりあ遠野)



図：まち歩き点検範囲

(2) 点検結果

■まち歩き点検結果

(○：良い点、△：悪い点・改善点)

調査対象	点検結果
遠野駅	△：駅ホーム間移動の際、エレベータがない △：多目的トイレはあるものの、狭く、男女共用となっている △：駅周辺に障がい者等用駐車場が設置されていない △：バス案内等の案内表示がない
歩道 道路	○：歩道の幅が広く段差がない（本庁舎前） △：歩道に段差がある △：傾斜が急な歩道がある △：横断歩道のグレーチングの間隔が大きい △：視覚障がい者誘導用ブロックが連続的に設置されていない（途切れている） △：信号の音声案内がない（一日市新張線）
施設	○：窓口のカウンター（案内）が低い位置にある（とぴあ庁舎・本庁舎） ○：施設や部屋の入口付近にスロープが設置されている（とぴあ・あえりあ） ○：客室にバリアフリー室が設置されている（あえりあ） ○：障がい者等用駐車場が設置されている（本庁舎、市民センター、東館庁舎） △：エレベーターの案内表示がない（とぴあ） △：客室にバリアフリー室が設置されている（あえりあ） △：多目的トイレは設置されているものの、狭い、使いづらい（市民センター、東館庁舎）



第4章 移動等円滑化の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

本市は、住みやすく、人にやさしいまちづくりを目指し、駅周辺を中心としたバリアフリー化をはじめ、多くの人々にとって使いやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進しています。

まちづくりの推進には、道路や建物のバリアフリー化だけでなく、高齢者、障がい者等への無理解、偏見、差別をなくし、やさしさと思いやりをもって接する「心のバリアフリー」も重要です。

本マスタープランは、高齢者、障がい者をはじめとした誰もが安全・安心で快適に移動することができ、お互いを理解し支え合いながら地域で活躍できる自立と共生のまちづくりを目指します。「人とのつながりを実感できる 共生のまちをめざして」を基本理念とします。

2. 基本方針及び基本理念

基本的な考え方に基づき、本市のバリアフリー化推進にあたっての基本理念、基本方針を以下のように定め、バリアフリーの取組を展開します。

【基本理念】

人とのつながりを実感できる 共生のまちをめざして

【基本方針】

【1】 とともに支え合う心のバリアフリーの推進

【2】 ユニバーサルデザインによる対応

【3】 交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進

【4】 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

【基本方針1】ともに支え合う心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、市民一人ひとりがバリアフリーに対して正しく理解し、互いに協力し合う地域社会づくりが重要です。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、パラスポーツをはじめ、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、「心のバリアフリー」を身につけ、すべての人が助け合い、共に生きていく社会（共生社会）を重点的に推進します。

<方向性>

- ・パラスポーツの体験により、障がい者への理解を深めるとともに、パラスポーツを通じて障がいのある人との交流を図り、心の障壁を取り払うように努めます。



- ・市民に幅広くバリアフリーへの意識を高めるための「障がい理解教室（研修）」を開催するほか、関係団体等の活動紹介などを市広報・HP等を通じて行い、市民に対する教育活動・学習機会を提供していきます。取組の実施に向けては関係機関との密接な連携を図ります。



- ・妊産婦への気配りを促す「マタニティマーク」や障がい者に関するマークなど、各種取組の紹介や市広報・HP等を通じて周知することにより、マナーの向上、日常的に困っている人に自然と手を差しのべる意識啓発に努めます。

【基本方針2】ユニバーサルデザインによる対応

施設整備に当たっては、「どこでも、たれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化が強く求められています。

高齢者や障がい者をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った人など、だれもが安全かつ安心して移動できるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

<方向性>

- ・市のバリアフリー化を推進していくにあたっては、ユニバーサルデザインを目指した空間づくりに取り組み、高齢者、障がい者等だれもが安全・安心・快適かつ円滑に移動できる連続的な空間形成を推進します。

- ・分かりやすいサイン（ひらがな・外国語併記）の整備、点字・音声案内の充実など、市民だけでなく、観光客などの来訪者の円滑な移動を支援するユニバーサルデザイン化を図ります。

【基本方針3】交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進

多くの人が利用する旅客施設や生活関連施設を中心に、高齢者や障がい者だけでなく、子育て環境、観光客等、それぞれに配慮したバリアフリー化を推進します。

また、施設だけでなく施設間の主要な利用経路についてもバリアフリー化を推進します。

<方向性>

- ・市民や観光客がよく利用する旅客施設を中心に駅周辺の整備等面的・一体的なバリアフリー化を推進します。
- ・病院・福祉施設といった高齢者、障がい者等が多く利用する施設について当事者の意見を反映したバリアフリー化を推進します。
- ・道路、公園等の公共空間については、各施設間の接点において段差等が生じないようにし、一体的かつ面的なバリアフリー化を図ります。
- ・個々のバリアフリー化を着実に進め、だれもが不自由なく安全かつ快適に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりへとつなげていきます。

【基本方針4】継続的・段階的なバリアフリー化の推進

移動等円滑化の内容については、地域の状況を踏まえ、ハード・ソフト施策を柔軟に取り入れながら、継続的にバリアフリー化を進めるとともに、中長期的な視点に立ち、スパイラルアップ（段階的な発展）を推進します。

<方向性>

- ・本マスタープランの策定にあたっては、様々な施設所有者・管理者を協議会に加え、バリアフリー化の方向性の共有を図るとともに、必要に応じて移動等円滑化促進方針の見直し及び追加を行い、継続的・段階的に進めます。

第5章 移動等円滑化促進地区の設定

1. 移動等円滑化促進地区設定の基本手順

移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（平成31年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）」に基づき、以下の手順を基本とします。

【手順1】生活関連施設の設定

高齢者、障がい者をはじめとする多数の人が日常生活又は社会生活において利用する施設を「生活関連施設」として設定します。

生活関連施設	旅客施設、官公庁・金融機関、教育・文化施設、保健・医療・福祉施設、商業施設、宿泊施設、公園・運動施設、観光施設 等
--------	---

【手順2】生活関連経路の設定

「生活関連施設」間を連絡する主要な経路を「生活関連経路」として設定します。
なお、経路については、歩行者、車いす等がなるべく安全に移動できる経路を選定します。

生活関連経路	道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設
--------	----------------------------

【手順3】移動等円滑化促進地区の設定

設定した「生活関連施設」と「生活関連経路」を包括する区域を「移動等円滑化促進地区」として設定します。

地区の境界線は、道路、河川、町字界などの明確な地形地物に沿って設定します。

【移動等円滑化促進地区の要件】

- 面積が概ね400ha未満であり、原則として生活関連施設のうち旅客施設または特別特定建築物（官公庁、福祉施設等）が概ね3以上あり、これら施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

2. 生活関連施設・生活関連経路及び移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の設定

移動等円滑化促進地区の設定は、前項の基本手順をもとに、高齢者及び障がい者、さらには妊産婦や観光客等の移動を考慮した上で、次のように考えます。

移動等円滑化促進地区の設定方法

《移動等円滑化促進地区の位置》

⇒生活関連施設の集積や徒歩移動の需要が多いなどまちなかで移動の円滑化が特に必要な地区

《移動等円滑化促進地区の範囲》

- ⇒公共交通の拠点（鉄道駅・バス停など）と生活関連施設間の徒歩による利用が多い範囲
- ⇒生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が必要と考えられる範囲
- ⇒バリアフリー化を促進することが都市機能（社会参加、消費生活、勤労等の場の提供等）の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる範囲

遠野市の現状

- 遠野駅周辺の中心市街地には、官公庁、保健・医療・福祉施設、大規模商業施設、教育・文化施設、観光施設等の生活関連施設が集積し、徒歩による施設間移動がみられる。
- 観光客の大部分は、駅やバス停からの徒歩又は駐車場からの徒歩による移動が主である。
- 一般国道 283 号沿道には、大規模商業施設、福祉施設、市民サッカー場（年間 4 万人以上が利用）が集積し、多数の人が日常生活において徒歩・車により施設間の移動を行っている。
- 中心市街地及び市民サッカー場周辺にはバス路線があり、高齢者・障がい者が外出しやすい環境が整っている。

《遠野市における移動等円滑化促進地区の位置》

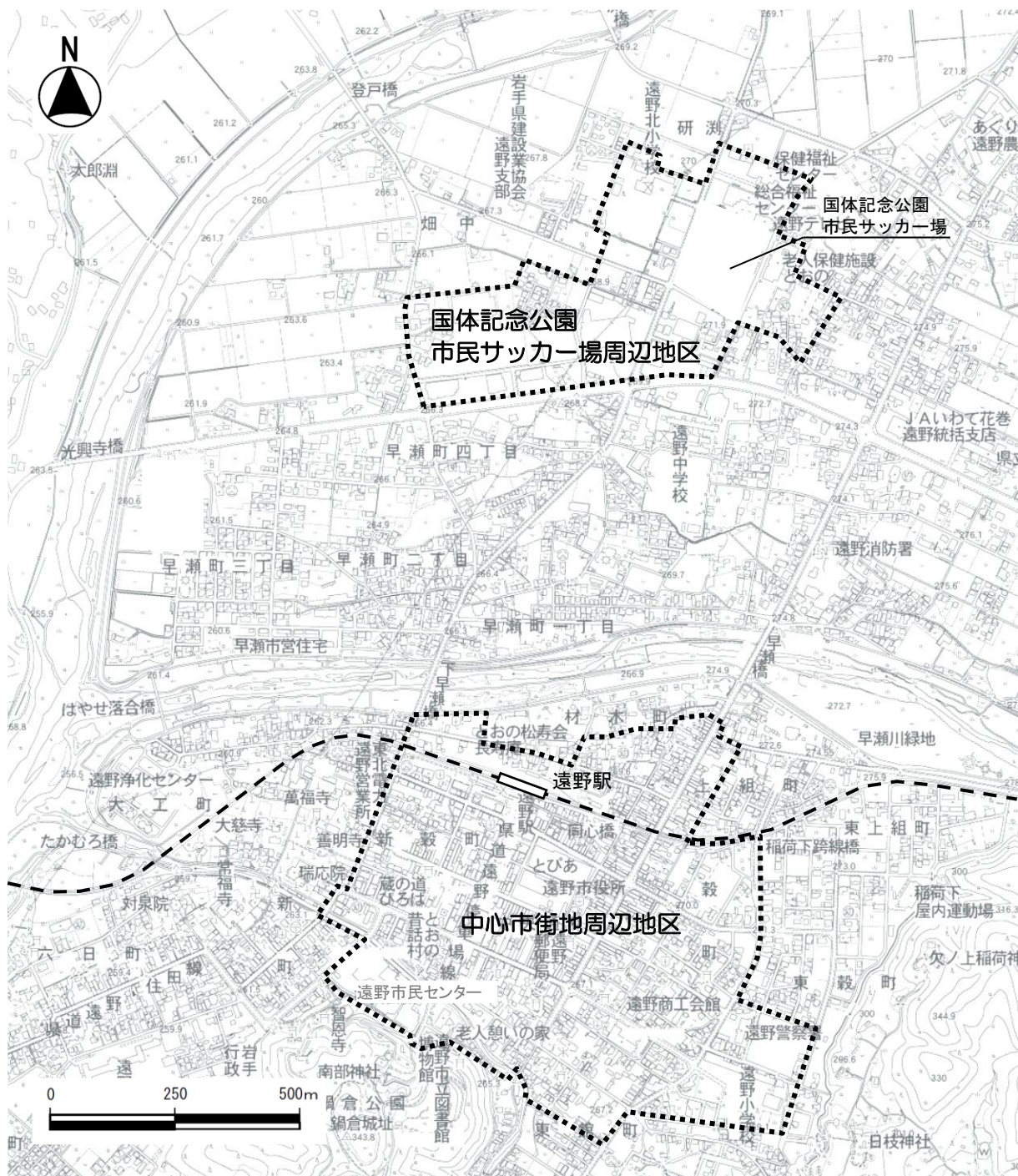
- 生活関連施設が集積し、多くの人が徒歩・車により利用している地区
- ⇒「中心市街地周辺地区」、「国体記念公園市民サッカー場周辺地区」の2地区を設定

《遠野市における移動等円滑化促進地区の範囲》

- 公共交通の拠点と生活関連施設がまとまっていて、高齢者、障がい者をはじめ、妊産婦や観光客等の施設間の徒歩による移動が多い範囲を設定する。
- 都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画等の関連計画との整合性を考慮した範囲を設定する。

■移動等円滑化促進地区の位置及び区域

位置	都市計画マスタープランにおける位置づけ	面積	備考
中心市街地周辺地区	地域拠点	約 61.7ha	
国体記念公園市民サッカー場 周辺地区	—	約 27.6ha	



(2) 中心市街地周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

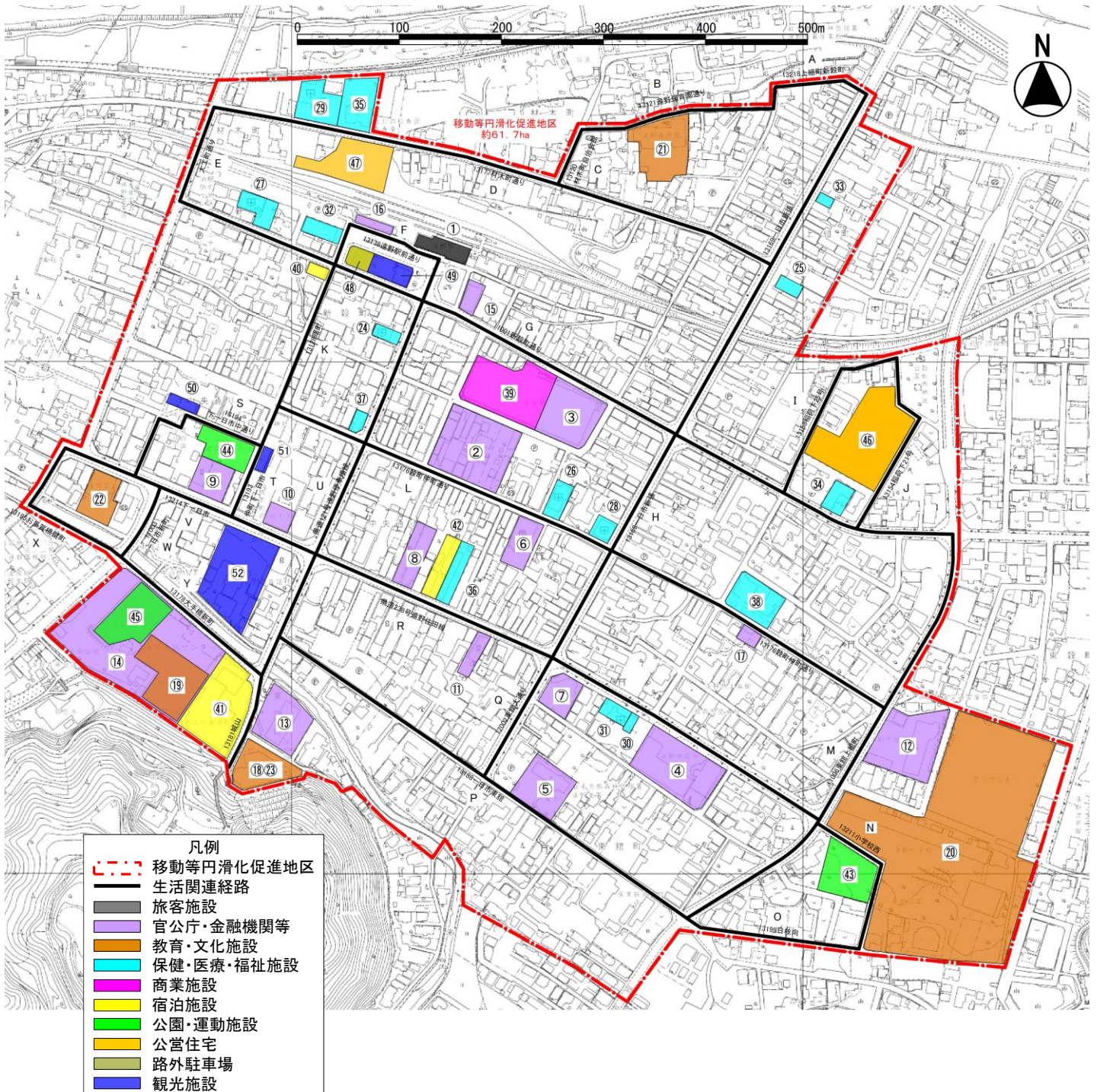
■生活関連施設

区分	種類	番号	施設名	
旅客施設	鉄道駅	①	JR遠野駅	
官公庁・金融機関等	市役所	②	遠野市役所本庁舎	
		③	遠野市役所とびあ庁舎	
		④	遠野市役所東館庁舎	
		⑤	岩手南部森林管理署遠野支署	
		⑥	遠野郵便局	
	郵便局、銀行	⑦	岩手銀行遠野支店	
		⑧	北日本銀行遠野支店	
		⑨	東北銀行遠野支店	
		⑩	東北労働金庫遠野支店	
		⑪	盛岡信用金庫遠野支店	
		⑫	遠野警察署	
	警察署、裁判所	⑬	盛岡地方裁判所	
		⑭	遠野市民センター	
	市民・地区センター、コミュニティセンター	⑮	遠野市まちおこしセンター	
		⑯	新穀町自治会館	
		⑰	穀町自治会館	
	教育・文化施設	図書館	⑱	市立図書館
市民会館、市民ホール		⑲	遠野市民センター	
学校、幼稚園、保育園		⑳	遠野小学校（遠野児童館）	
		㉑	遠野保育園	
		㉒	認定こども園めぐみ遠野聖光こども園	
博物館、美術館、音楽館、資料館		㉓	市立博物館	
保健・医療・福祉施設	病院、診療所	㉔	あいずみ内科医院	
		㉕	上組町ほほえみスキンクリニック	
		㉖	川上医院	
		㉗	菊池俊彦内科クリニック	
		㉘	千葉医院	
		㉙	守口医院	
		㉚	とおの宮本眼科	
		㉛	松原歯科医院	
		㉜	遠野歯科クリニック	
		㉝	打越歯科医院	
		㉞	両川歯科医院	
		総合福祉施設、老人・障害者福祉施設	㉟	小規模多機能居宅介護事業所長寿庵
			㊱	あったかいごひといち
			㊲	遠野デイサービスかわうち
	㊳		在宅型有料老人ホームかなえ	
	商業施設	大規模小売店舗	㊴	遠野ショッピングセンターとびあ
	宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル	㊵	ホテルきくゆう
			㊶	あえりあ遠野
㊷			ホテル鍋城	
公園・運動施設	公園	㊸	東館公園	
	蔵の道広場	㊹	蔵の道広場	
その他の施設	公営住宅	㊺	穀町市営住宅	
		㊻	材木町市営住宅	
	路外駐車場	㊼	市営遠野駅前駐車場	
	観光施設	㊽	観光交流センター	
		㊾	遠野蔵の道ギャラリー	
		㊿	遠野城下町資料館	
㋀		とおの物語の館		

■生活関連経路

名称		名称		名称	
A	13218 上組町新穀町	J	13154 稲荷下 21 号	S	13194 下一日市中通り
B	13121 遠野保育園通り	K	13128 曙町	T	13193 仲町下一日市
C	13120 材木町自治会館	L	13176 穀町仲町通り	U	県道 121 号遠野停車場線
D	13177 材木町通り	M	11006 東館上組町	V	13214 下一日市
E	大工町通り	N	13211 小学校西	W	11003 一日市新町
F	13138 遠野駅前通り	O	13199 日枝向	X	13195 お多賀橋鍵町
G	11001 新穀町通り	P	13188 一日市東館	Y	13178 大手橋新町
H	13169 一日市新張	Q	12002 東館大通り	Z	13181 城山
I	13158 稲荷下 25 号	R	県道 238 号遠野住田線		

■中心市街地周辺地区の全体計画



(3) 国体記念公園市民サッカー場周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

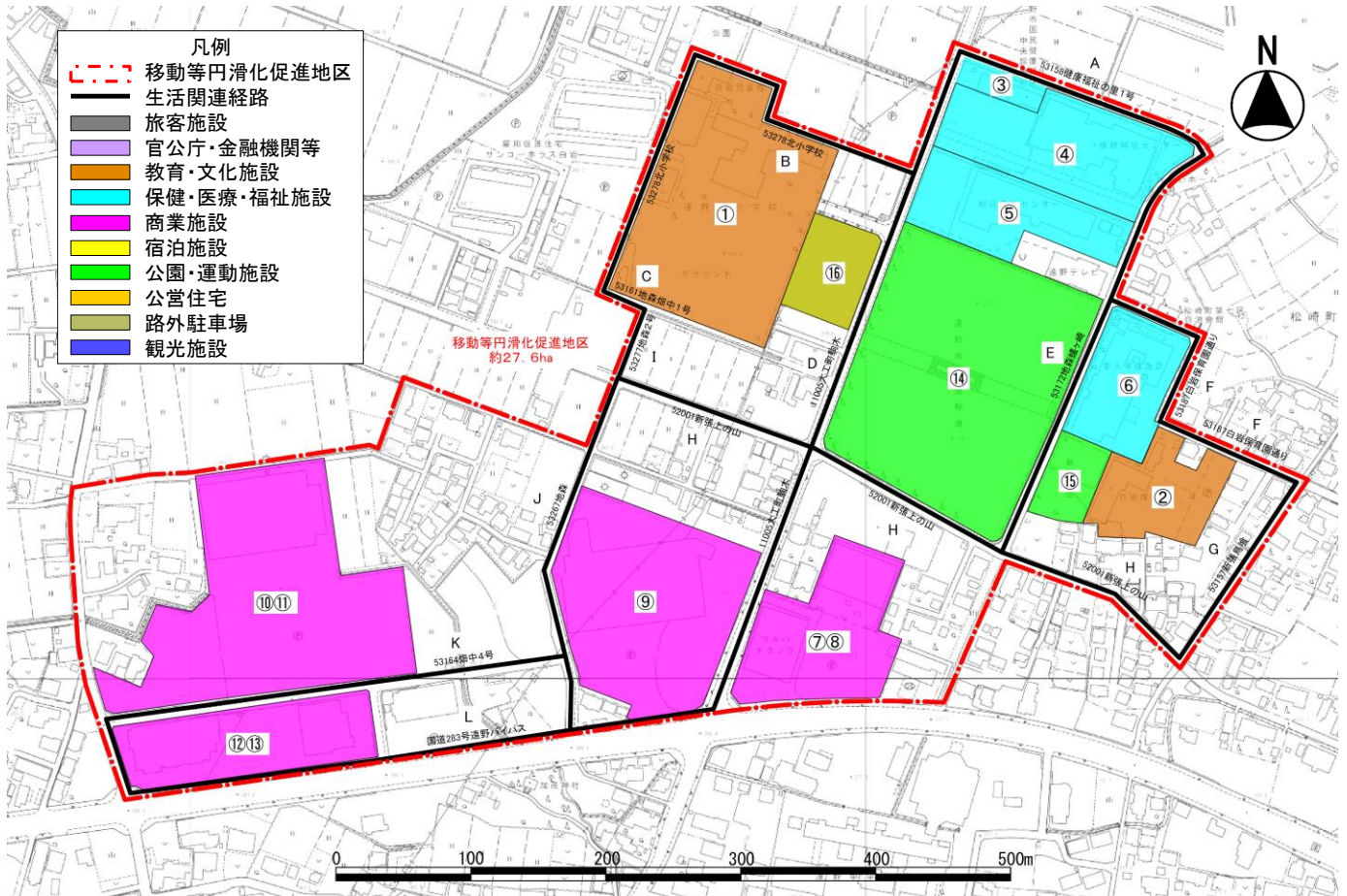
■生活関連施設

区分	種類	番号	施設名
教育・文化施設	学校、幼稚園、保育園	①	遠野北小学校（白岩児童館）
		②	白岩保育園
保健・医療・福祉施設	病院、診療所	③	遠野市国民健康保険中央診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設	④	遠野健康福祉の里
		⑤	遠野市総合福祉センター
		⑥	老人保健施設とおの
商業施設	大規模小売店舗等 ※小規模店舗についても複数の店舗が一体的に立地しているものは含む	⑦	ケースデンキ
		⑧	ツルハドラッグ
		⑨	アクティマーケットプレイス
		⑩	DCMホームマック
		⑪	マツモトキヨシ
		⑫	キクコーストア明神前店
		⑬	ファッションセンターしまむら
公園・運動施設	公園	⑭	遠野市国体記念公園市民サッカー場
		⑮	新張公園
その他の施設	路外駐車場	⑯	市民サッカー場駐車場

■生活関連経路

名称		名称		名称	
A	53158 健康福祉の里1号	E	53172 地森蟻ヶ崎	I	53277 地森2号
B	53278 北小学校	F	53187 白岩保育園通り	J	53267 地森
C	53161 地森畑中1号	G	53157 新張鳥喰	K	53164 畑中4号
D	11005 大工町駒木	H	52001 新張上の山	L	国道283号遠野バイパス

■国体記念公園市民サッカー場周辺地区の全体計画



3. 移動等円滑化に向けた配慮事項

高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、バリアフリー化の現状と課題、まち歩き点検ワークショップにおける意見等を参考に、施設ごとに移動等円滑化に向けた配慮事項として整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、様々な課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、市民・事業者・行政が連携しながら、それぞれができる取り組みを実践することで、本市のバリアフリー化を推進します。

■移動等円滑化促進地区における配慮事項

施 設		配 慮 事 項
生活関連施設	鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅施設の利用やバス、タクシーとの乗り換えについて、わかりやすい情報提供に努める。 ● 昇降設備やトイレなど旅客サービス施設の利便性向上に努める。 ● だれもが出入りしやすい出入口の構造とするよう努める。
	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物内及び敷地内のバリアフリー化に努める。 ● トイレは洋式化を原則とし、かつ十分な広さを有する多目的トイレの設置に努める。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口の近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 ● 場内は、平坦で滑りにくい舗装とする。 ● 利用者がわかりやすく、安全に利用できる駐車施設の配置に努める。
	公園等	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす利用者が園内を快適に移動かつ出入りできる構造とする。 ● 水飲み場等の施設は、車いす利用に対応した構造とする。 ● 多目的トイレの設置に努める。
生活関連経路	道 路	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道と車道の段差や勾配をできるかぎり小さくし、車いす等が安全かつ快適に通行できる構造とする。 ● マンホールやグレーチングなどの工作物については、バリアフリーに配慮した施工に努める。 ● 安全な歩行空間の確保に努める（歩行空間の明確化）。 ● 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）は舗装材の色とのコントラストに配慮するとともに、施設間の連続性に配慮する。 ● 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置については、車いす利用者と視覚障がい者双方の利便性に配慮する。 ● 歩道上の障害物等の撤去を行い、歩行空間の確保に努める。
車両	バ ス	<ul style="list-style-type: none"> ● 低床バス、車いす対応車両の充実に努める。 ● バス乗降所や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、多言語標記など）。
	タクシ-	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉車両の充実に努める。

第6章 届出制度

1. 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設や道路の改良等で、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市に届出が必要となります。

市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請できることとされています。

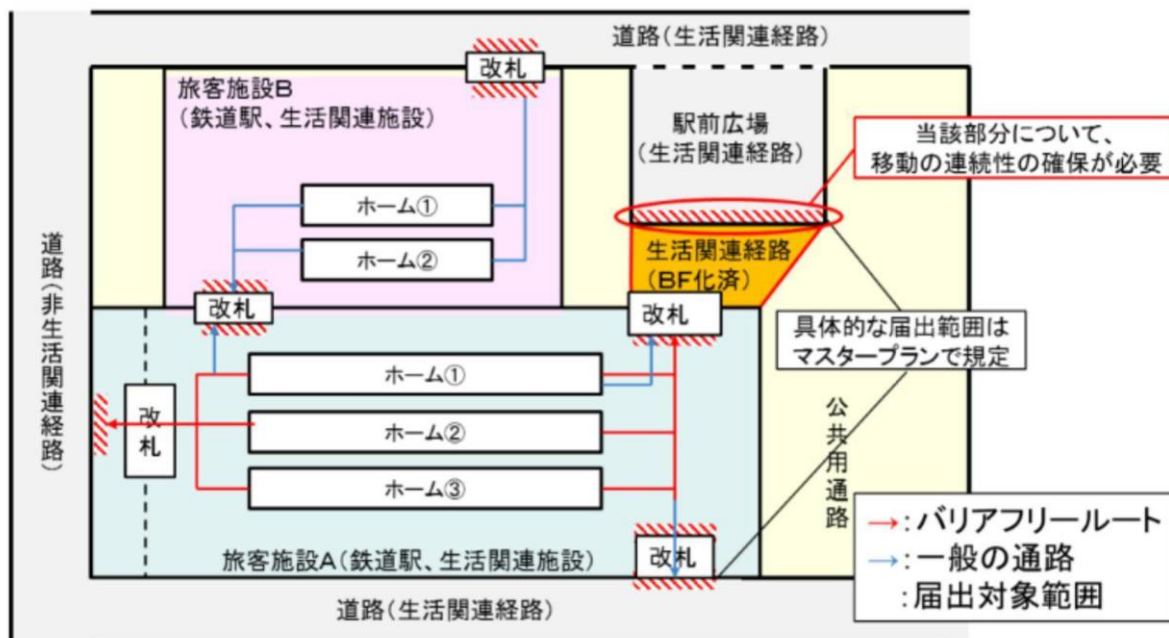
この制度により、市は改修内容を変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することができます。

2. 届出制度の対象の指定

本市において届出制度の対象とする旅客施設及び道路は以下のとおりとします。

■届出制度の対象

位置	旅客施設	道路	届出の範囲
中心市街地周辺地区	遠野駅	13138 遠野駅前通り	駅前広場（ロータリー）との連続性確保



図：届出対象のイメージ

〈出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」／国土交通省〉

1. 移動等円滑化促進方針の評価について

計画目標期間において、本マスタープランで設定した移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の取り組み状況、ならびに策定したマスタープランが適切に運用されているかどうか、継続的な評価を行っていきます。

また、計画期間中においても必要に応じてマスタープランの見直しを検討します。

2. 評価体制について

バリアフリーマスタープランを策定した「策定協議会」を「（仮称）推進協議会」として継続し、必要に応じて市民の協力（情報の提供、意見など）を取り入れながらPDCAサイクルによる評価・管理ならびにスパイラルアップを図っていきます。

なお、移動等円滑化促進地区において、バリアフリー化に関する具体事業の目処が立った場合には、「バリアフリー基本構想」の作成を行い、事業を進めていきます。

1. 遠野市バリアフリーマスタープランの策定経過

年月日	事 項
平成31年 4月 9日	共生社会ホストタウンに係る関係課会議 (第1回遠野市バリアフリーマスタープラン策定チーム会議)
令和 元年 5月24日	第1回遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会
令和 元年 9月12日	第2回遠野市バリアフリーマスタープラン策定チーム会議
令和 元年 9月27日	第2回遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会
令和 元年10月23日	第3回遠野市バリアフリーマスタープラン策定チーム会議
令和 元年10月31日	まち歩き点検
令和 元年12月 9日	第4回遠野市バリアフリーマスタープラン策定チーム会議
令和 元年12月24日	第3回遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会
令和 2年 1月14日 ~ 1月31日	パブリックコメント
令和 2年 2月 7日	第5回遠野市バリアフリーマスタープラン策定チーム会議
令和 2年 2月12日	第4回遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会

2. 遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 遠野市バリアフリーマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するため必要な事項を協議し、もって本市における共生社会の形成に資するため、遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他マスタープランの策定のため市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係する機関又は団体（以下「構成機関等」という。）から推薦された委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(マスタープラン策定チーム)

第7条 マスタープランの策定に当たり、実務上の協議、検討等を行うため、マスタープラン策定チームを置く。

- 2 マスタープラン策定チームは、別表第2に掲げる職員をもって構成する。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、遠野市民センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月25日から施行する。

3. 遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会等委員名簿

遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員名簿

	分野	所属	職名	氏名	備考
1	国	国土交通省東北運輸局 岩手運輸支局	首席運輸企画 専門官	宗像 次夫	
2	岩手県	県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	センター所長	中野 文男	
3	障がい者団体 高齢者団体	社会福祉法人 遠野市社会福祉協議会	地域福祉課長	高橋 洋子	
4		社会福祉法人睦会 石上の園	園長	松田 賢雄	
5		遠野市老人クラブ連合会	会長	留場 栄一	
6		遠野市身体障害者福祉協会	副会長	市川 利子	
7	公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社総務部企画室	室長	吉本 博之	
8	商工関係団体	遠野商工会	事務局長	齊藤 茂	
9		一般社団法人遠野市観光協会	会長	三浦 芳昌	副会長
10		岩手県旅館ホテル生活衛生同 業組合遠野支部	副支部長	多田 高広	
11	遠野市		副市長	飛内 雅之	会長
12		健康福祉部	部長	鈴木 英呂	
13		産業部	部長	中村 光一	
14		産業部	プロジェクト 担当部長	阿部 順郎	
15		環境整備部	部長	奥寺 国博	
16		遠野市民センター	所長	小向 浩人	
17		教育委員会事務局	教育部長	澤村 一行	

遠野市バリアフリーマスタープラン策定チーム名簿

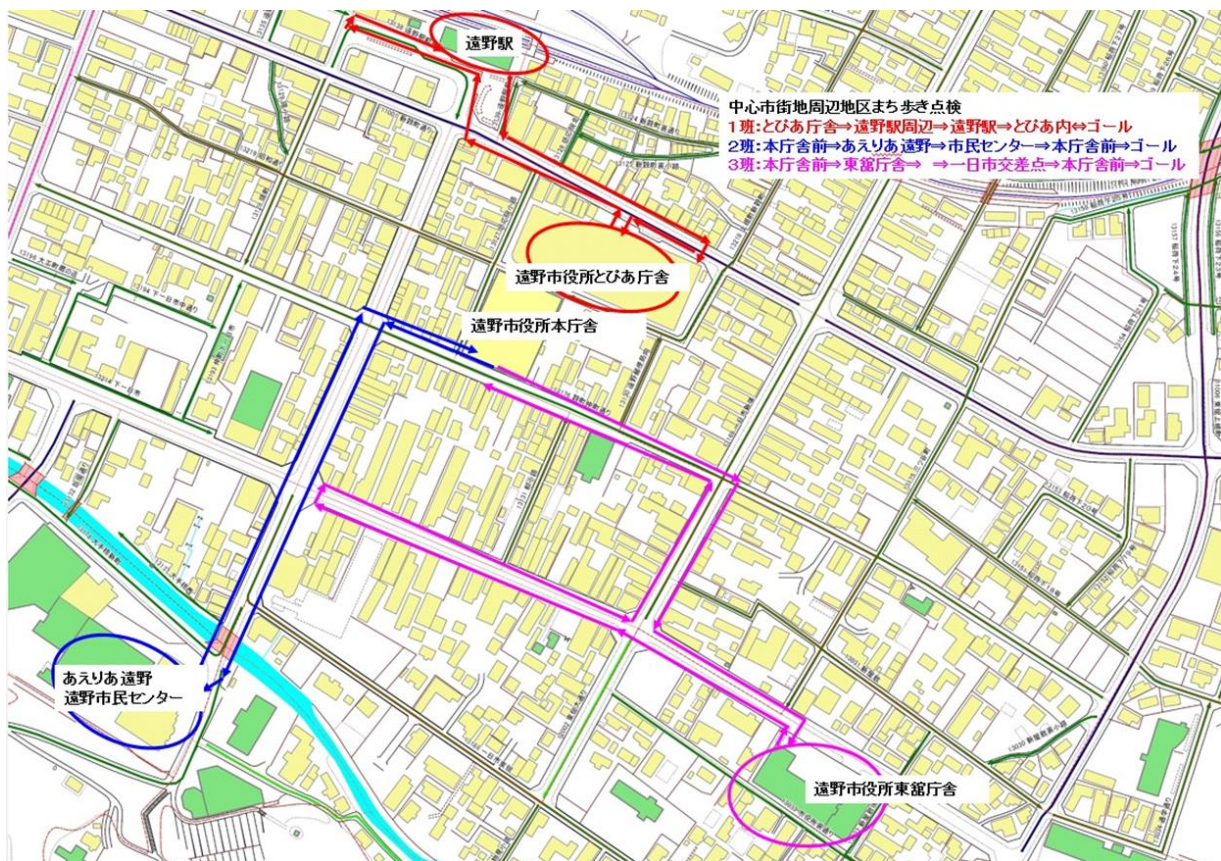
	所属	職名	氏名	備考
1	総務企画部	政策担当課長	白岩 克己	
2	健康福祉部	健康福祉の里福祉課長	菊池 寿	
3	産業部	観光交流課長	菊池 功幸	
4	産業部	三セク・まち活推進室長	阿部 順郎	
5	環境整備部	建設課長	阿部 隆宏	
6	環境整備部	まちづくり推進課長	村上 明洋	
7	遠野市民センター	市民協働課長	荻野 弘美	
8	遠野市民センター	パラリンピック推進室長	朝倉 優香	
9	教育委員会事務局	学校教育課長	菊池 春夫	

4. まち歩き点検の実施概要と主な意見

(1) 実施概要

■まち歩き点検実施概要

実施日	令和元年 10月31日（木） 天候：晴れ
参加者	26名 <ul style="list-style-type: none"> 遠野市バリアフリーマスタープラン策定協議会、遠野市バリアフリーマスタープラン策定メンバー構成団体 オリンピック・パラリンピック等経済界協議会（富士通エフ・オー・エム（株））
点検場所	3班に分かれて次の施設及び周辺道路の点検を実施 <ul style="list-style-type: none"> JR遠野駅構内 中心市街地及び主要施設（市役所庁舎、市民センター、あえりあ遠野）



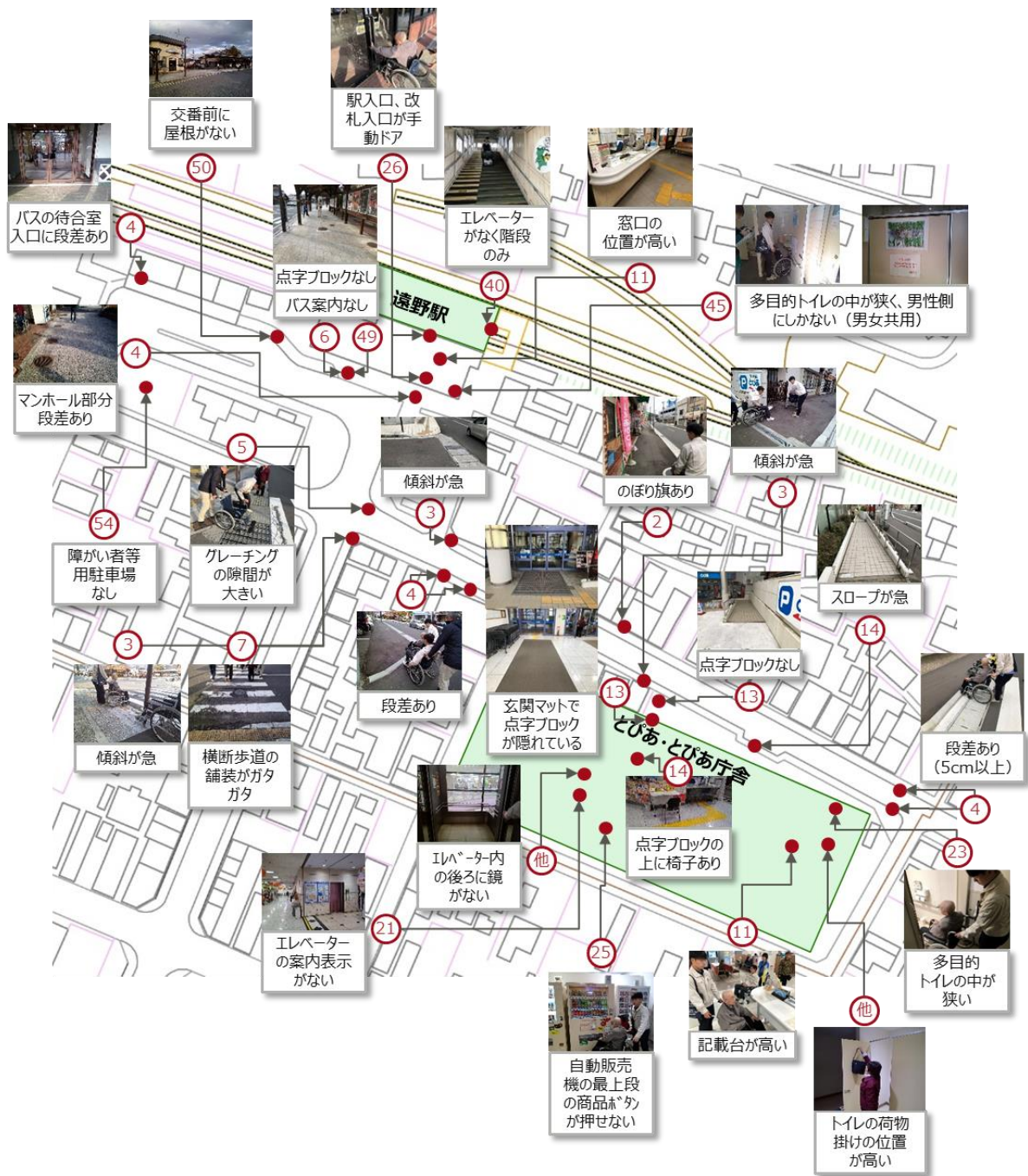
図：まち歩き点検範囲

(2) 点検結果

ア 1 班点検結果

No.	調査対象	評価項目	指摘事項	指摘 件数
遠野駅周辺				
2	歩道	通行の支障となる看板・電柱・ 自転車・植栽のはみ出しなどの 障害物はないか	・歩道にのぼり旗が出ている	1 件
3	勾配	急ではないか	・傾斜が急な歩道がある (3 箇所)	3 件
4	段差	2cm 以上あるか	・とびあ前の横断歩道で 5cm の段差が ある (2 箇所) ・とびあから遠野駅に向かう歩道に段差が ある (2 箇所) ・マンホールが段差になっている ・バス待合室の入口に段差がある	6 件
5	グレーチング	隙間は大きくないか	・駅前の横断歩道のグレーチングの隙間 が大きい	1 件
6	点字ブロック	視覚障がい者誘導用点字ブロッ クは連続的に設置され、交差点 部には点状のブロックが設置され ているか	・駅前の歩道に点字ブロックがない	1 件
7	横断歩道	通行に支障はないか	・除雪の影響で駅前の横断歩道の舗装 がガタガタである	1 件
とびあ・とびあ庁舎				
11	カウンター (受付)	カウンター (受付) が低い位置 にあるか	・市民課の記載台の高さが高過ぎる	1 件
13	施設内通路	点字表示はあるか	・とびあ入口の玄関マットが点字ブロックの 上に置かれている ・とびあ入口のスロープ付近に点字ブロック がない	2 件
14		車いすで通行は可能か	・とびあのスロープの傾斜が急である ・点字ブロックの上に椅子が置いてある	2 件
21		案内表示や音声案内は分かり やすいか	・エレベーターの案内表示がない	1 件
23	多目的トイレ	車いすで利用しやすいよう十分 な空間が確保されているか	・とびあ庁舎の多目的トイレの中が狭いの で U ターン不可	1 件

25	自動販売機	最上段の商品に対応した補助ボタンがあるか	・自動販売機の最上段の商品ボタンが押せない	1件
他			・エレベーター内の後ろに鏡が欲しい ・トイレの荷物を掛けるフックが高い	2件
遠野駅				
11	カウンター（受付）	カウンター（受付）が低い位置にあるか	・駅の窓口の位置が高い	1件
26	扉	車いす・白杖使用者が健常者と同じように通行できるか	・駅の入口が手動ドアのため、車いすだと開くのが大変 ・改札の入口が手動ドアのため、車いすだと開くのが大変	2件
40	駅ホーム間の移動	エレベーターが必要な場所に設置されているか	・駅構内にエレベーターがなく、階段しかないため、車いすの方は昇降機を使用しないと隣のホームに移動できない	1件
45	トイレ	誰もが使いやすくなっているか	・多目的トイレの中が狭く、男性側にしかない（男女共用）	1件



イ 2班点検結果

No.	調査対象	評価項目	指摘事項	指摘 件数
歩道				
1	歩道	2m 以上確保されているか	・歩道の幅は広く、段差なし	1 件
2		通行の支障となる看板・電柱・自転車・植栽のはみ出しなどの障害物はないか	・歩道にのぼり旗が出ている ・植栽で歩道が狭くなっている箇所がある	2 件
4	段差	2cm 以上あるか	・マンホールに大きな凹みがある	1 件
5	グレーチング	隙間は大きくないか	・あえりあ遠野付近で、横断歩道と歩道の間ブロックとブロックの間隙間に、車いすの前輪がはまる箇所あり	1 件
6	点字ブロック	視覚障がい者誘導用点字ブロックは連続的に設置され、交差点部には点状のブロックが設置されているか	・工事中のところに仮設の誘導点字ブロックがあった ・本庁舎正面の点字ブロックがめくれている	2 件
7	横断歩道	通行に支障はないか	・本庁舎付近の横断歩道の舗装がガタガタである	1 件
あえりあ遠野				
9	扉	車いす・白杖使用者が健常者と同じように通行できるか	・バリアフリー室のバス・トイレの扉が引戸になっていて、車いす利用者でも開きやすい	1 件
10	スロープ	入口にスロープが設置されているか、段差はないか	・語り部ホール入口にスロープが設置されている	1 件
12	施設内通路	通路は狭くないか	・エントランス部分の歩道の幅が狭い	1 件
13		点字表示はあるか	・点字ブロックの先が手動ドアに繋がっている	1 件
23	多目的トイレ	車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	・2 階多目的トイレは空間が広く確保されている	1 件
他			・バリアフリー室の洗面所は足元に空間がないため、水栓に手が届きづらい	1 件
市民センター				
9	扉	車いす・白杖使用者が健常者と同じように通行できるか	・大ホールの出入り口は段差なし	1 件
14	施設内通路	車いすで通行可能か	・車いす用観覧スペースが設けられて	3 件

			いる ・舞台へのスロープの傾斜が急である ・ホールと楽屋の間の通路に段差あり	
他			・トイレのボタンの位置が真後ろで押しづらい	1件

市民センター

とびあ・とびあ庁舎
本庁舎

市民センター
あえりあ遠野

仮設の誘導点字ブロックあり
横断歩道の舗装がガタガタ
歩道の幅は広く、段差なし
マンホールに大きな凹みあり
点字ブロックがめくれている
のぼり旗あり
アブロックとブブロックの隙間が大きい
植栽で歩道が狭くなっている
大ホールの出入口は段差なし
車いす用観覧スペースあり
舞台へのスロープが急
ホールと楽屋の間の通路に段差あり
ボタンの位置が真後ろで押しづらい

あえりあ遠野

エントランス

12 歩道が狭い
13 点字ブロックが手動ドアに繋がっている

バリアフリー室

9 バス・トイレの扉が引戸
他 洗面所の足元に空間がない

語り部ホール 2階多目的トイレ

10 入口にスロープ設置
23 空間を広く確保

ウ 3班点検結果

No.	調査対象	評価項目	指摘事項	指摘件数
本庁舎前、一日市交差点				
1	歩道	2m 以上確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・東館庁舎前の道幅は広い ・歩道が狭く、斜めに傾斜している ・歩道が狭く、すれ違いが難しい幅員である 	3件
2		通行の支障となる看板・電柱・自転車・植栽のはみ出しなどの障害物はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・止水栓が飛び出しているため、つまずいてしまう恐れがある ・商店の棚が歩道にはみ出している ・横断歩道付近に看板が置かれている ・駐車場から車のはみ出している ・人が通る目線と同じぐらいの位置にプランター用の針金があって危険である ・歩道の舗装がガタガタである ・郵便局の前に路上駐車があり、車道にはみ出ないといけない 	7件
3	勾配	急ではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜が急な歩道がある 	1件
6	点字ブロック	視覚障がい者誘導用点字ブロックは連続的に設置され、交差点部には点状のブロックが設置されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックが東館庁舎の前で途切れている ・東館庁舎の前の点字ブロックが削れている 	2件
7	横断歩道	通行に支障はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所前に横断歩道がないので、遠回りしないといけない 	1件
8	信号	音声案内はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・信号の音声案内がない 	1件
50		降雨時もストレスなく移動できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手銀行に屋根付き駐車場があり、降雨時にもストレスなく、乗り降りできる 	1件
他			<ul style="list-style-type: none"> ・郵便ポストが投函しにくい高さである 	1件
東館庁舎				
2	歩道	通行の支障となる看板・電柱・自転車・植栽のはみ出しなどの障害物はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の舗装がガタガタ 	1件
9	扉	車いす・白杖使用者が健常者と同じように通行できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・建物入口の自動ドアのボタンが押しにくい位置にある 	1件
11	カウンター（受付）	カウンターが低い位置にあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターテーブルの高さと奥行きが、車いすを意識した仕様になっている 	1件

15	施設内通路	階段の段の端に分かりやすい色が付いているか	・プレイルームの床が色分けされていて、段差が分かりやすい	1件
20		ボタンの位置や高さは車いす利用者への配慮がされているか	・トイレの照明スイッチが分かりにくい	1件
23	多目的トイレ	車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	・多目的トイレのスペースが狭い	1件
他			・トイレがレバー式で視覚障がい者にとって使いやすい ・授乳室が個室に仕切ることができる	2件



5. パブリックコメントの実施結果

(1) 実施概要

ア 意見募集期間 令和2年1月14日から令和2年1月31日まで

イ 意見件数 14件

(2) 遠野市バリアフリーマスタープラン（案）に関する意見

項目	件数
計画全体に関すること	2
第1章 バリアフリーマスタープラン策定の背景	0
第2章 遠野市の概況	3
第3章 遠野市のバリアフリー化に関する課題	0
第4章 移動等円滑化促進方針	0
第5章 移動等円滑化促進地区の設定	0
第6章 届出制度	0
第7章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の評価・見直し	0
資料編	0
その他意見要望	9
合計	14

6. 用語集

用語	解説
移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）
移動等円滑化促進地区	生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区、バリアフリー化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区をいう。
交通政策基本法	平成 25 年 12 月 4 日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月 制定、平成 28 年 4 月 1 日 施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置付けた。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 25 年 施行）の通称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。
視覚障害者誘導用ブロック	俗に「点字ブロック」とも呼ばれ、視覚障がい者の歩行に必要な情報を提供し、安全に誘導するため路面や床面に敷設される突起のついたブロックをいう。
生活関連施設	高齢者、障がい者をはじめとした多数の人が日常的に利用する施設をいう。
生活関連経路	生活関連施設間を徒歩で連絡する道路、通路などの移動経路をいう。
多目的（多機能）トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障がい者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと。
バリアフリー化	高齢者、障がい者が社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことをいう。
バリアフリーマップ	多目的トイレの有無や、通路の段差情報など、車いす利用者や高齢者がバリアフリー情報を知ることのできるように工夫された地図をいう。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）をいう。

遠野市バリアフリーマスタープラン

＜移動等円滑化促進方針＞

【中心市街地周辺地区・国体記念公園市民サッカー場周辺地区】

令和2年2月

編集・発行 遠野市 パラリンピック推進室

〒028-0523 遠野市中央通り9番1号

電話番号 0198-62-2111



永遠の日本のふるさと遠野